

暮らしこそを

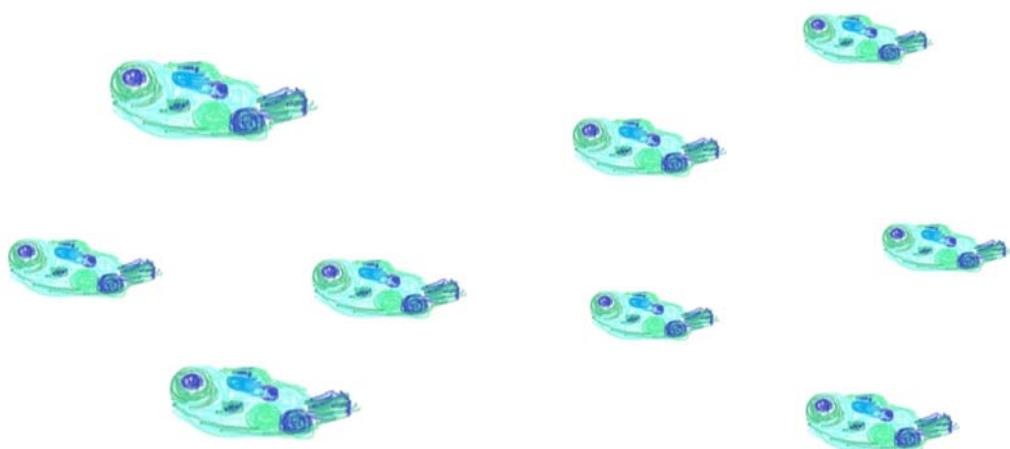
育てたい

人生

健やかに

百年時代を

大館市  
地域福祉計画  
【素案】



大 館 市

# 「めだかの学校」



茶木 滋 作詞

中田 喜直 作曲

- |                |               |
|----------------|---------------|
| 1 めだかの学校は川のなか  | そつとのぞいてみてごらん  |
|                | みんなでおゆうぎしているよ |
| 2 めだかの学校のめだかたち | だれが生徒か先生か     |
| だれが生徒か先生か      | みんなげんきにあそんでる  |
| 3 めだかの学校はうれしそう | 水にながれてつーいつい   |
| 水にながれてつーいつい    | みんながそろってつーいつい |

※地域社会は暮らし良さを学ぶ学校です



表紙題字 海沼 明子（福祉課）

イラスト 金 杏奈（福祉課）

# 目 次

第1章 計画の必要性と理念 .....	1
1 計画の策定にあたって .....	3
(1) 計画策定の背景 .....	3
(2) アンケート調査結果の分析 .....	6
2 計画の基本理念 .....	7
(1) 基本理念 .....	7
(2) 計画の位置づけ .....	8
(3) 計画の期間 .....	8
第2章 計画の方向性と基本施策 .....	9
1 計画の基本施策 .....	11
(1) 基本施策の4つの柱 .....	11
(2) 期待される生活習慣など .....	12
2 施策の体系・展開 .....	13
基本施策1：暮らし良さを発見しあえる場の構築 .....	13
基本施策2：生活支援拠点の整備 .....	15
基本施策3：典型的な福祉課題への対応 .....	17
基本施策4：生活・健康・福祉・医療の情報やサービス格差の解消 .....	20
3 基本施策の目標について（仮） .....	22
第3章 計画の推進体制 .....	25
1 計画の周知 .....	27
2 計画の推進体制 .....	27
第4章 資料編 .....	33
1 これまでの地域福祉を取り巻く諸課題 .....	35
2 関連諸制度の流れ .....	38
3 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項（国想定） .....	39
4 地域福祉を取り巻く状況（本市の状況） .....	40
(1) 人口の状況 .....	40
(2) 世帯の状況 .....	41
(3) 婚姻の状況 .....	42
(4) 出生の状況 .....	42
(5) 子どもの保育や教育に関わる状況 .....	43
(6) 障害者を取り巻く状況 .....	48
(7) 高齢者を取り巻く状況 .....	53
(8) 保健事業の状況 .....	55
(9) 多様な生活課題の状況 .....	55
(10) 地域活動の担い手の状況 .....	57
5 市民アンケート調査のポイント .....	59
(1) 調査概要 .....	59
(2) 調査結果のポイント .....	60
6 本市の福祉に関わる主な取り組み .....	69
(1) 地域福祉の推進に関わる取り組み .....	69
(2) 健康づくりの推進に関わる取り組み .....	70
(3) 子どもと子育て家庭に対する支援の取り組み .....	71
(4) 障害のある人たちの生活支援に関わる取り組み .....	74
(5) 高齢者の生活支援に関わる取り組み .....	75
(6) まちづくり、暮らしの安全に関わる取り組み .....	80
7 大館市成年後見制度利用促進計画 .....	82
(1) 基本計画の目的 .....	82
(2) 基本計画の位置づけ（国計画との関連について） .....	82
(3) 成年後見を取り巻く現状と課題 .....	82
(4) 利用促進にあたっての考え方及び目標 .....	83
(5) 参考資料 .....	85

## コラム「トピック」

トピック1	:なぜ人口が減っているの？	3
トピック2	:男女共同参画とは？	5
トピック3	:社会保障制度の理解について	12
トピック4	:新型コロナウイルス	14
トピック5	:SDGs（エスディージーズ）って何のこと？	16
トピック6	:認知症になるとどうなるの？	16
トピック7	:ブルーゾーン	19
トピック8	:頭脳はなんのためにある？	21
トピック9	:お米	23
トピック10	:年寄るって当たり前？老化とは何か	30

## 写真 ふるさとの風景

1	かわいい秋田犬	第1章表紙
2	清流徒渡り	5
3	初秋の大文字	第2章表紙
4	雪に特急つがる	23
5	ヒマワリ	第3章表紙
6	稚児行列の日	31
7	紅葉の桜鶴館	第4章表紙

## 第1章 計画の必要性と理念



ふるさとの風景 1 「かわいい秋田犬」 若狭 公悦



# 1 計画の策定にあたって

## (1) 計画策定の背景

### ○計画策定の背景

大館市では、障害者福祉計画や介護保険事業計画など様々な福祉計画を立案してきたにも関わらず、今回、新たに地域福祉計画を策定する意義はどこにあるのでしょうか。

福祉とは、貧困、障害、高齢といった生活上の支障を補い、よりよく生活していくためのあらゆる手段ということができます。

我が国はそれを公正で効率的に推進するため、法律等で一定の基準を定め、地方公共団体が年次計画等を策定し、実施しています。

ところが、昨今は、生活上の課題が複合し、幾つもの支援策を実施する必要のある家庭や、ドメスティックバイオレンスや無為（ゴミ屋敷等として現れるセルフネグレクト）・親の虐待から逃れて居所の定まらない若年層など、SOS を発し難い例、寄り添いや関わりを長期に維持しなければならないケース等が散見され、従来の基準に基づいた福祉施策だけでは対応できないことが明らかになってきました。

### ○今後の福祉が向かうべき方向

では、私たちの社会が、こうした困難な課題にも対応しつつ住民福祉をより向上させ、今よりもっと住み心地をよくしていくためには、何が必要でしょうか。

生活上の課題は千差万別であるのに対し、福祉の基準はこれらから抽出された部分的なものにならざるを得ません。抽出の方法としては、貧困や障害、高齢といった典型的な福祉課題によるほか、アンケートやパブリックコメントの実施や、意見箱の設置などが挙げられます。しかしこのような試みも、社会に関心の高い層や、ステークホルダー（利害関係者）など、特定の人々の声が届きやすい傾向は否定できません。

一方、声を発しない人々（社会に諦観を持ったり、関心が薄かったり、交流がなかったり、トラウマを抱えて他との接触を恐れたりする、いわゆる社会的弱者）の意向を汲み取っていくことは、非常に大事ですが、アプローチの仕方、効率性なども含めて困難な課題があり、実は、真に困っている人ほど社会保障が届きにくいという面さえあるのです。

生活に疲れ果てている方や、困窮が長く続いている方は、自分が何に困っていて、どうしたらいいのか、客観的に考える余裕がなく、相談する術さえ持たないのが現状です。こうした方を発見するには周囲の気づきが重要です。

### ■トピック1：なぜ人口が減っているの？

日本人の平均寿命はここ30年ほどで急激に伸び、80歳台後半に進展しようとしています。

本市において、この年齢に達しようとする方々が生まれた昭和前期の年間出生数は2千数百人規模でした。この後の団塊の世代を含む昭和20年代は3千人前後、昭和30年代は2千人規模です。昭和60年代には、年間出生数は千人を切り、令和元年に生まれた方は約380人と相当な減少をみています。この結果、将来にわたり親となる人数が減少を続けるため、例え出生率が上昇したとしても、出生数はさらに減少し、亡くなられる方が多い状況が今後何十年と続いていきます。

一方、世帯数は微増傾向にあります。これは、世帯人数の減少や一人暮らしの増加、すなわち、家族間の支え合いの弱体化を裏付けています。

こうした人口動態の変化を憂えるのではなく、想定内とする必要があります。

## ○地域共生社会とは何か

ここで、地域共生社会の考え方方が登場します。

私たちの抱える生きづらさ、不安、様々な困難などを地域で共有し、発信することができれば、それは行政施策と住民ニーズを近接させる原動力となる可能性があります。なぜなら、地域の住民による共同統治は、小規模ゆえに地域内の課題に関する少数意見や声なき声にも寄り添えるからです。また、こうした地域組織は、自然災害等に際しても免疫力として働くことが期待されます。

市民一人ひとりの主体的な関わりを誘発・継続するような環境や仕組みを整え、それぞれの地域が動き出すことができれば、支援の必要な方が助けを求めることができない場合でも、その兆候に周りが気付いて支援につなげるなど、私たちの生活に包摂感、安心感、明るさなどを醸成すると確信するものです。

地域共生社会とは、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

## ○地域コミュニティの役割

福祉の水準は、最終的には住民の困り感の少なさや、住み心地、安心感などで測られると思いますが、隣近所・地域との関係はこれに相当程度影響を与えるものです。躊躇なく挨拶を交わせるかどうかだけでも、気分や晴朗感が大きく異なることは想像に難しくありません。

私たちの住む各町内は、いずれも歴史があり、その中で特徴を作りながら今日の姿を培ってきました。それは、環境、防災、広報、文化などの分野ごとに記述できるものであり、まさしく福祉の一翼を担ってきたことが明白です。

## ○あらためて地域福祉計画とは

以上に見てきたとおり、暮らしを取り巻く状況の様変わりに対し、政治・行政の対応には限界があります。その一方で、地域社会（小学区あるいは町内会単位の範囲を想定）が、福祉を向上させるうえで、大きな力を発揮できる可能性があります。

地域社会を公的な枠組みの中に位置づけ、これまでの福祉の概念を超えた取り組みを可能にしようとするのが地域福祉計画の眼目です。

端的に言うと、市民、町内会などの地域活動団体、福祉事業者、地域内企業、社会福祉協議会、大館市がパートナーシップをもって活動する社会です。

したがって、地域福祉計画とは、住民が主体的に決する行政施策による福祉の継続的な向上を目指し、市の責務を明らかにし、現行の社会福祉制度間のより密接な連携と、制度の狭間にある解決困難な課題をあぶり出し、地域に関わるすべての人が一体的に対応する新たな公共の枠組みを創出しようとするものとなります。そして制度に合わせた福祉を、より現場に合わせた福祉へと進化させます。



## ■トピック2：男女共同参画とは？

長い歴史の中で社会的に形成された男性と女性という括りは、出産・育児、体格や筋力の差などから、役割の固定化、そして差別につながったと考えられますが、世間では、まだまだ固定観念や誤った入り込みにより、意識の格差を感じられます。

男性だから女性だからという性別に関わりなく、一人ひとりの人権が尊重され、個性と能力を発揮できる社会づくりを目指しているのが男女共同参画社会の基本です。

世界経済フォーラムが、女性の社会進出や教育水準等の指標を基に、各国の男女格差を数値で発表しているジェンダーギャップ指数によりますと、2019年12月時点で、日本は153か国中121位となっています（東アジアでは最下位）。

さあ、皆さんこの数字をどう思いますか？

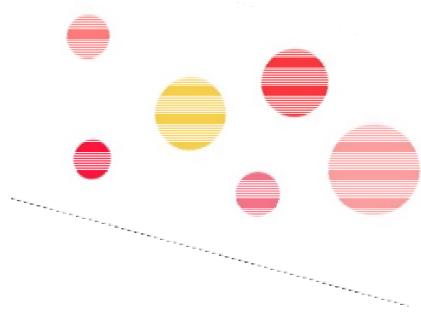
男女が共に活躍できる地域社会をぜひとも形成したいものですね。

## ○それぞれのパートナーシップに期待されるもの

住民に期待されるのは、自分を含めて生活上の困り感に着目し、周囲に相談する習慣やプライバシーへの配慮、地域活動への関心をもってもらうなど、特別なことはありません。

地域に期待されるのは、顔の見える関係を構築し、町内としての連帯感を醸成するための活動や集いの実施、福祉や健康に関する情報の蓄積、整理などになりますが、他の組織と同様、持続的成長が期待されています。NPOの活動、企業による社会貢献事業なども町内会と密接につながることで、より有効なものになっていくでしょう。

高齢者・障害者・子育て世代等が、交流を通じて打ち解け、相互の支援が芽生えたり、新たな課題や要望が明らかになったりするのではないかでしょうか。



ふるさとの風景2 「清流徒渡り」 伊藤 一寿

## (2) アンケート調査結果の分析

令和元年 11 月～12 月に市民を対象に実施したアンケート調査では、主に下記の事実や課題が浮き上がりました。（詳細は「第 4 章 資料編」を参照）

◆関心が高い福祉分野

「医療・保健に関すること」、「高齢者の福祉に関すること」、「介護保険に関すること」など

◆毎日の暮らしにおける悩みや不安

「自分や家族の健康に関すること」、「生活費などの経済的問題」、「介護に関すること」など

◆地域での支え合いにおいて大切なこと

「隣近所の住民同士の普段からのつきあい」、「ひとりで暮らしている高齢者の見守りなどの活動」など

◆ボランティア活動の推進において必要なこと

「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を援助する」、「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」など

◆健康づくりの推進において必要なこと

「気軽に参加できる講習会や健康教室の開催」、「健康づくりのための情報の提供」など

◆子育て支援において必要なこと

「延長保育や一時預かり等、保育サービスを充実する」、「出産や子育てに対する経済的な負担を軽減する」など

◆障害者福祉において必要なこと

「障害に関する理解を深めるための啓発・広報活動を積極的に行う」、「職業訓練、就労斡旋など、雇用・就労の場を確保する」など

◆高齢者福祉において必要なこと

「通院や買い物などの際の交通手段の確保」など

◆周囲や地域の人々で助け合う「共助」において重要なこと

「地域の人々の課題を共有する」、「より多くの人に地域や福祉に関する情報を広める」など

◆本市の地域福祉推進にかかる取り組みの現状の満足度について、「不満」という評価が「満足」という評価を上回っている施策が多い

◆「不満」という評価が 3 割前後を占める取り組み

「道路・公共施設等のバリアフリー化の推進」、「移動の支援」など

◆今後の重要度が高い施策

「道路・公共施設のバリアフリー化の推進」、「保険・医療の充実」など

◆重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い施策

「道路・公共施設のバリアフリー化の推進」、「移動への支援」、「就労への支援」など

## 2 計画の基本理念

### (1) 基本理念

本市のまちづくりにおける上位計画である「第2次新大館市総合計画後期基本計画」では、“匠と歴史を伝承し、誇りと宝を力に変えていく「未来創造都市」”という将来像の実現に向けて、“大館市の未来を紡ぐものがたりづくり”をまちづくりの基本的な考え方として分野に沿った6つの基本目標を掲げています。

地域福祉の推進に関しては、『健康で、互いのつながりを大切に支え合う“健康福祉都市”』という基本目標のもと、“ともに支え合う地域社会の形成”という施策目標に沿って、5つの具体的な取り組みを推進していくこととしています。

「第2次新大館市総合計画後期基本計画」における地域福祉の具体的な取り組み

基本目標：健康で、互いのつながりを大切に支え合う“健康福祉都市”

施策目標：ともに支え合う地域社会の形成

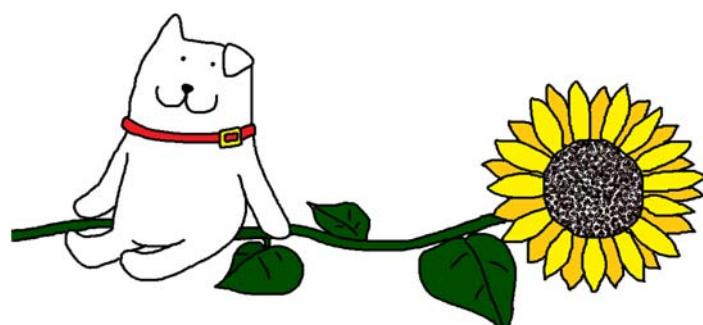
具体的な取り組み

- ①地域福祉意識の醸成
- ②福祉活動団体等の活動支援・人材育成
- ③地域で支え合う体制・活動の充実
- ④生活困窮者への自立支援
- ⑤福祉のまちづくりの推進

本計画は大館市の福祉憲法であり、市民や地域社会の幸福を追い求める権利を保障し、そのための環境や諸条件を整えるための方法を明示しようとするためのものです。そのための行動指針として、基本理念を以下のように設定します。

#### 【基本理念】

暮らし良さを育てあい、  
人生100年時代を健やかに



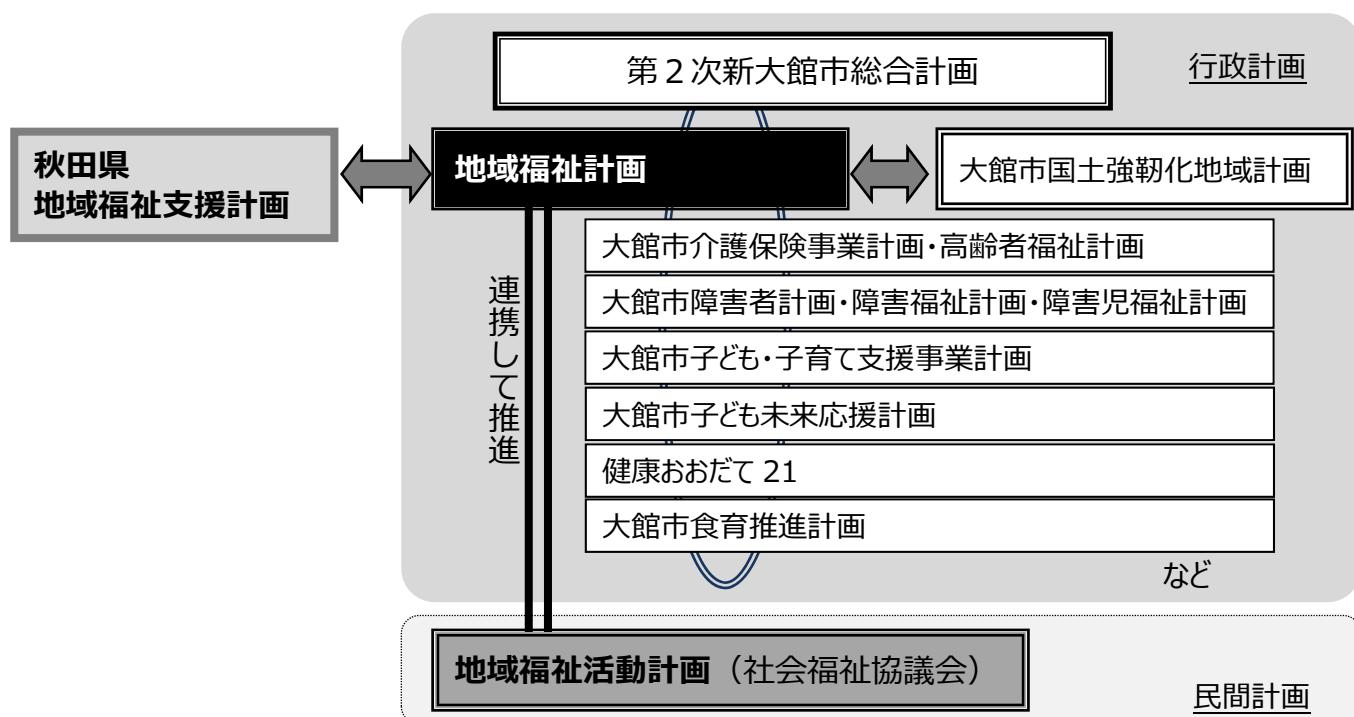
## (2) 計画の位置づけ

### 1) 計画の位置づけ

本計画は大館市全体の指針となる「第2次新大館市総合計画」を上位計画とし、地域福祉の推進に直接関係する「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康おおだて21」、「食育推進計画」などと取り組みの方針を共有し、市民が直面する地域の生活課題に柔軟に対応するため、諸計画を横断的に結びつけるものです。また、大館市国土強靭化地域計画の地域コミュニティの機能強化の一環でもあります。

なお、本計画は社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画となるものです。

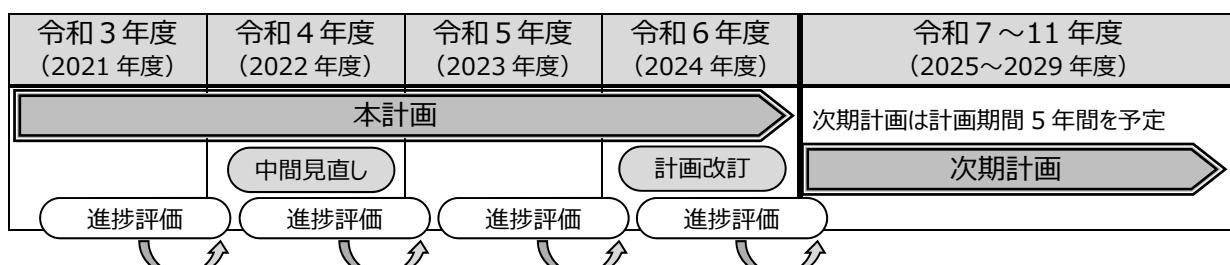
### 2) 関連諸計画との関係



## (3) 計画の期間

本計画は、令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）までの4年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、中間年を目安として見直しを行うこととします。また、他の福祉関連計画と始期・終期を相互調整していきます。



## 第2章 計画の方向性と基本施策



ふるさとの風景 3 「初秋の大文字」 九嶋 操



# 1 計画の基本施策

## (1) 基本施策の4つの柱

基本施策は、基本理念を具現化するための足掛かりとなるものです。

本計画は「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定め、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられていることから、「第2次新大館市総合計画後期基本計画」における地域福祉の具体的な取り組みを踏まえつつ、国で想定している事項も考慮し、本市の福祉に関する全体像に対応した次の基本施策（取り組みの柱）を設定します。

基本理念の実現に向け、基本施策に沿って、個々の取り組みを計画的に推進していきます。

### 【基本施策】

**基本施策1：暮らし良さを発見しあえる場の構築**

**基本施策2：生活支援拠点の整備**

**基本施策3：典型的な福祉課題への対応**

**基本施策4：生活・健康・福祉・医療の情報やサービス格差の解消**

### **基本施策1：暮らし良さを発見しあえる場の構築**

個人・グループ・団体・法人等が暮らし良さを育てるという共通認識を持ち、主体的な取り組みができるような環境の整備が重要です。社会福祉法人やNPO組織、行政はこれまでも、課題ごとに協働して対応してきましたが、ここに、日常的に生活課題に寄り添う地域組織も組み込むことで、網の目が一層細かいセーフティーネットの構築が期待されます。

### **基本施策2：生活支援拠点の整備**

地域共生社会を実現させるため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備に努め、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行なう支援などの体制の整備に努めます。

また、課題や属性にかかわらず受け止める相談支援、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する参加支援、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。

### **基本施策3：典型的な福祉課題への対応**

貧困・障害・子育て・高齢などの典型的な福祉課題等に関して、その問題点や隠れたニーズを掘り起こして、柔軟に適用できるようにしていきます。また、社会福祉を必要としているすべての人に支援の輪を広げていくためにも、アウトリーチ（現地対応）型の相談体制や福祉サービスの充実に努めます。

## 基本施策4：生活・健康・福祉・医療の情報やサービス格差の解消

例え、身体が不自由であっても、衣食、衛生、健康、福祉、医療等のサービスを無理なく受けられることが何より望ましいことです。そして、災害の発生等、万一の際に、迷いなく援助を待つことができるることも重要です。

一方、現在長寿となられた方が若い時分、周りの高齢者には90歳台はおろか、80歳台の方もごく少数という状況でした。つまり、当時は平均寿命の大幅な延伸は想定外であったということができます。生活習慣病という理解もありませんでしたし、癌という病気が治るという認識もなかったはずです。しかし、平均寿命が年々伸び続けている現在、長寿を望む、望まないに関わらず、長寿に備えなければならぬ時代を迎えたことを認識しなければなりません。

例え90歳台であっても、立ち座りなどが一人で可能であれば生活の充実度がアップします。買い物等を自由にすることができたのなら尚更です。

一人ひとりができるだけ健康を長く保てるよう、意識改革を含め、条件を整えることは今後の施策の中心となるべきものです。

こうした体制を構築できるよう、様々な施策を重層的に施行していくよう努めます。

## （2）期待される生活習慣など

上記の基本施策に沿って、事業を計画的に施行していくことで、次のような生活習慣や生活態度が育まれることが期待できます。

- 生きにくさ・困り感などを一人で抱え込まず打ち明け、それらの解決手法を蓄積する
- 地域の中で暮らしや健康の知恵を共有する
- 地域の中で気軽にしゃべりをしたり、困りごとに関して相談したりする
- 気軽に外出したり、体を動かしたりする
- ストレスを溜め込まず、適度に発散する
- 友人を作る
- 日頃から地震や大雨等の災害に備える

など…

### ■トピック3：社会保障制度の理解について

社会保障制度の充実は、生活上のセーフティーネットとして欠くことができません。医療・介護・年金に関する国民皆保険や、障害・高齢・貧困・児童等に関する社会福祉、女性や若年層の社会的立場が不安定な層への支援策などは、今後も十分に機能を発揮できるように適正な見直しや抜本的な改正をしていく必要があります。

こうした議論を行うためには、正確な情報を共有しなければなりませんが、法律だけでも何十本にも亘り、これらすべてに関して、個人として理解を深めることは相当困難と言わざるを得ません。

しかし、地域コミュニティがこうした情報の収集組織として機能し、それを引き継いでいくことができれば、理解の水準を大幅に高くすることが可能となります。

そして、制度を知らなかった、手続きを躊躇したなどの事例を根絶することにつながっていくことが期待できます。さらには法規制が不十分である、支援策が不足しているなどということを明らかにし、制度の改革を促す力にもなっていくのです。

## 2 施策の体系・展開

基本施策は、新規事業及び既存事業との関連づけ、工夫や磨き上げを並行しながら進めています。

### 【基本理念】

**暮らし良さを育てあい、  
人生100年時代を健やかに**

### 基本施策1：暮らし良さを発見しあえる場の構築

#### ①町内会等による福祉的活動の奨励・支援

##### 【事業の概要と方向性】

皆さんが、湖畔でキャンプをしているとします。例えば朝、別グループの人にはじめに会ったとして、見ず知らずであっても自然とおはようございますと挨拶を交わすのではないでしょうか。これは、気持ちに余裕がある表れでもあります。

日常生活において、このような行為は常にできるわけではありません。もちろん、例に挙げた場合と、普段の暮らしでは状況が大きく違います。しかし、地域とともに生きていると共有できる、緩やかな連帯感が育まれている地域社会であれば、日常的に挨拶を交わし合えるようになるはずです。

このような連帯感を手に入れためには、年に数回でも、地域で顔を見合いながら、協働活動を行うことが必要となります。

既に、挨拶運動や花壇整備など、様々な事業を活発に展開している町内も複数あり、これらの町内をモデル地域に指定しながら活動の輪を広げます。そして、こうした福祉的活動が継続されるように、町内単位の福祉的事業の計画策定も支援することで、自己決定に基づく活動を奨励します。

さらに、活動をリードする人材・ボランティアについても、市や社会福祉法人などが主催する研修会等を通じて育成していきます。

#### ②地域間ネットワークの構築

##### 【事業の概要と方向性】

独自の町内会活動は地域特有の性質を育てやすい反面、視野が狭くなる可能性もあります。小学校区単位の連絡会や、全市レベルのネットワークを構築し、お互いに刺激し合い、活動レベルを高める体制を構築します。

#### ③町内会館建築支援の拡充

##### 【事業の概要と方向性】

町内会館などの活動拠点は不可欠であることから、整備への補助等を充実させ、拠点のない地域を解消していきます。

## ④高齢者・障害者・子育て家庭の交流拠点の整備

### 【事業の概要と方向性】

高齢者の居場所や交流拠点を各地域に点在させ、歩いて気軽に集える環境を整えます。

また、大館市総合福祉センターに新たに障害者の交流・相談機能を持たせ、支援環境を充実させるほか、子育て家族、特に3歳未満の小さな乳幼児の親子が、相互交流や研修会を実施できる施設を整備し、育児の不安を解消し、自信が持てるようになる場とします。

## ⑤ひきこもり者の支援

### 【事業の概要と方向性】

何らかの躊躇や精神症状等により、外部との接触を避け、1人室内で過ごす時間が多い、いわゆるひきこもりといわれる方々について、この状態ゆえにこれまで表面化することが少なく、実態がどのようなものかも不詳でした。

この現状を受け、2010年には厚生労働省が「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」を策定しました。また、内閣府の調査により、2018年には中高年のひきこもり者の数を61万人と公表しました。

本市においても2016年に社会福祉協議会と協力して調査を実施したところ、75名のひきこもり状態の方を発見しています。

ひきこもりは、社会的差別や無理解も一因と指摘されており、社会とのつながりを再構築していくための足掛かりとして、自室以外の過ごしやすい居場所が必要になっていくことから、このような相談機能を備えた集える場を早急に整備していきます。

### ■トピック4：新型コロナウイルス

令和2年1月に感染が広がり始めた「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」は3月から4月の第一波のあと、7月から続く第二波が収まらないまま現在を迎えています。

感染対策のため、社会生活が強く制限されており、人々の交流も少なくなってしまいました。電子機器を用いた交流は、相手にどの程度ぬくもりを伝えられているのでしょうか。能率的ではあるけれど、福祉に基本的に必要な、直接触れながらの見守りは決してできません。

この1年近くの間にわかったのは、このウイルスを運ぶのは人間だけで、感染経路は飛沫感染や接触感染がほとんどであるということです。そのため、人ごみでのマスクの着用や、こまめな手洗い、手指消毒が予防に大切であり、また、感染を拡げないためには、三密を避けることが必要となります。これらのことは、強制すると角が立つので、マナーと考えてみんなが正しく恐れることで、次第に収束に向かうと思われます。

一方、残念ながら感染者が出た際には、拡大防止のために、その方の行動調査が必要となります。そして、よく有りがちですが、感染者本人を責めることはせず、一定期間だけ他者との接触を避けてもらえば済むことです。まして、治療にあたる医療関係者を社会から排除するような行為はしてはなりません。

自分で感染対策をする自信がない、出来ない人は閉じこもるしかないですが、それでも周りからの支援は必要です。地域を守ることは、他者を拒絶することでも、孤立することでもありません。感染予防においても、互いを思いやる気持ちを忘れないでほしいものです。

## 基本施策 2：生活支援拠点の整備

### ①地域包括支援センターの生活・福祉相談拠点（ターミナル）化

#### 【事業の概要と方向性】

市内 7 カ所に整備済みの地域包括支援センターは高齢者の生活相談や福祉窓口として 24 時間体制で運営されています。これを土台に、高齢者に限らず、すべての生活課題を受け止める相談場所として機能させ、必要に応じて福祉等の専門機関につなぐ体制を構築していきます。

### ②専門コーディネーターの配置

#### 【事業の概要と方向性】

相談ごとや相談者の適正に応じて、助言・関係機関の特定・支援の在り方などを判断し、実行できる人材が必要であり、市内 7 カ所の福祉相談拠点に実績のある専門コーディネーターを配置します。

### ③福祉相談拠点と町内等活動組織のネットワーク化

#### 【事業の概要と方向性】

各拠点は、個人相談はもちろんとして、担当区域の町内会等、福祉活動を行う団体と密接に連携することで、地区ごとの課題解決や生活困窮者等への接触など、「待つ相談体制」ではなく、「発掘する相談体制」を目指していきます。

### ④消費・法律等の相談体制の充実

#### 【事業の概要と方向性】

心配事ごとや困りごとについては、抱え込まずに相談することが大事です。市や大館市社会福祉協議会、N P O 法人、弁護士会など、窓口は多様に存在しており、無料相談の各種窓口を広報等で周知しながら、どこでも相談を受けとめて、適切な支援につなげる体制を整えます。

### ⑤社会福祉法人の地域における公益的な取り組みの推進

#### 【事業の概要と方向性】

複雑多様化した地域生活課題を解決するために、住民に身近な圏域で福祉サービスを提供する社会福祉法人の役割は重要です。その専門性等を活かした公益的な取り組みが積極的に行われることにより、地域と法人の一体感が高まり、福祉水準を大きく向上させるものです。

このため、各法人と緊密に連携し、活動を支援していきます。

また、大館市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」とともに地域福祉を推進する両輪と位置づけ、ともに連携・協働を図りながら計画を推進します。

## ■トピック5：SDGs（エスディージーズ）って何のこと？

SDGsとは、2015年に国連が採択した「持続できる社会への変革目標」のことです。

絶滅危惧種（参考までに危機がより深刻なものを近絶滅種、危惧種になる可能性のあるものを危急種といいます）という言葉は、多くの人が聞いたことがあるかと思いますが、簡単に説明すると、「かつてはたくさん生息していたが、数が減少し、将来は消えてなくなる可能性の高い動植物」のことです。

世界自然保護連合が生物 10 万種余りを評価し、2019 年に発表したデータによると、危急種まで含めて、28,000 種余り、全体の 25%以上が該当しています。2 年前より 1,500 種以上増えました。日本においても、33 種が新たに加わっています。また、最近のことに限らず、産業革命以降の数百年で 40%の種が絶滅したともいわれています。

これは、進化により淘汰されているではありません。人間の活動が、自然生物の住環境を大きく変えているのが主な原因です。絶滅した生物や、その可能性のある生物は食物連鎖の構成要素です。いずれ私たち人間の住環境が悪化していくことの前触れであり、科学的証拠なのです。

そこで、人間の活動の在り方を変えなければならないという方向を明示したのが SDGs です。

具体的には 2030 年までに実現したい 17 の目標（と 169 の手立てや指標）からなり、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「パートナーシップで目標を達成しよう」など、内容は地域福祉と大きく関わります。

暮らし良さを育てあう活動がそのまま SDGs の実践になるのです。

## ■トピック6：認知症になるとどうなるの？

認知症は物忘れが激しい症状と思われている方がいるかもしれません、実はまったく異なるものです。

私たちは物忘れをしますね。「あの人の名前なんと言ったかな？」とか「財布どこに置いたかな」など、日常的な出来事です。そして、いざれ思い出したり（＝記憶を取り出す）、周りから教えてもらって「そうだった」となったりします。

ところが、認知症の方は、曰ごろの体験を思い出すということはほとんどありません。なぜなら、その記憶自体がすでにないのです。出したもののもとの場所に戻すことができなかったり、何回もご飯を食べようしたり、同じ場所を行き来したりする、これらは直前の体験が消えてしまっている証拠です。

そして、それを補うために、人を疑つたり（私の財布が盗まれた）、作り話をしたり（北朝鮮の映像を見ながら、旅行に行ったことがあるよ）、関係のない記憶と記憶を繋ぎ合わせたり（サラリーマンとして農業を頑張った）など、ほぼ無意識のうちに様々な脳の働きを引き起こします。

一瞬一瞬の言葉の意味は理解できるので、会話は成立しているように見えますが、記憶として存在できないので、何度も同じ言葉を繰り返したり、つじつまが合わないことを言つたりします。この場合、「何度も同じことを繰り返すの？」などという注意は、その前提が本人に残っていないので、意味をなさないどころか、感情を司る脳は健全であることから、嫌がらせをされている、と思われてしまうのです。

また、記憶が消えてしまうとは感じながらも、自分自身を否定することはさらに苦痛なので、頑固になり、怒り出すなどという行動によって自己を正当化しようとします。

そして、認知症が進むと、冷蔵庫と食器棚、洗濯機と洋式便器などの区別がつかなくなる、過去の用事で外出してさまよう、遂には家族の名前や顔さえ分からなくなってしまいます。

認知症は現時点では有効な治療方法は見つかっていません（別コラムで述べたように有効な予防法は運動です）。しかし、本人は起こっていることに成す術なく不安を抱え、苦しんでいます。周囲の気配りがあれば、それらは緩和されるはずです。

私たちも認知症になる可能性は低くはありません。未来の認知症の方がどんな生活を送るようになるのか、それが今問われています。

# 基本施策3：典型的な福祉課題への対応

## ①生活困窮者への自立支援対策の推進

### 【事業の概要と方向性】

SDGs（持続できる社会への変革目標）の目標に掲げられているとおり、すべての人が貧困から脱却することが、世界中の願いです。しかし、人が貧困に陥る可能性は小さくなく、一度陥ってしまうと、それが次の世代にまで連鎖しやすいことが知られています。貧困の要因は様々ですが、人の営みに帰属するというよりは、社会の歪みが対象家庭に現れたものと理解すべきと考えます。

生活困窮者に対して、自立支援策の強化を図るために包括的な支援を行い、自立と尊厳の確保に努めます。また、生活困窮者支援を通じた地域づくりを行います。

## ②障害者支援の充実

### 【事業の概要と方向性】

障害のある方がスポーツをしたり、登山をしたりといった時代が開かれつつあります。その行為は未来の障害者にとって、さらに住みよい社会になるために必要となることを彼らは知っています。

現在、求められているのは障害者を区別しての政策よりも、健康な方と障害のある方が混在し、同じ生活者として過ごすことが当たり前となる施策です。

市では、障害は社会の側にあるとの考え方のもと、障害者理解を深め、共生していくため、今後も様々な施策を進めてまいります。

### （現行計画）

大館市障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画（令和2年度改定作業中）

## ③子どもと子育て家庭に対する支援の充実

### 【事業の概要と方向性】

次世代を育て、故郷を引き継いでいくことは、全体に課せられた命題であるはずです。

そのためにも、高齢者の介護が家族から社会に移ったように、子育てについても社会化を目指し、子育てのあらゆる段階の負担に対し、行政や地域が支援していきます。

### （現行計画）

大館市子ども子育て支援事業計画・大館市子ども未来応援計画

## ④高齢者支援の充実

### 【事業の概要と方向性】

本市における65歳以上の高齢者の割合は人口の4割に及んでいます。この傾向は、人口が減少しても変わらず、また、今後さらに平均寿命が延びることも想定しなくてはなりません。これらを確実に訪れる未来と考え、長寿社会を生きるための、あらゆる備え・支援を万全なものとしていきます。

### （現行計画）

大館市介護保険事業計画・高齢者福祉計画

## ⑤課題発掘型福祉の実践

### 【事業の概要と方向性】

福祉政策は専門化され、それぞれの課題に対しては進化を重ねてきましたが、その狭間の課題については、発掘されにくい状況がありました。

これら狭間の課題を発掘していくために、声をあげることのできない方を、地域内での連携等により発見し、行政へ事例の伝達が無理なく行われるなど、広く社会保障につながる体制を目指していきます。

## ⑥認知機能低下者の支援

### 【事業の概要と方向性】

高齢化に伴い、認知機能に障害を持つ方が増加しています。同じ内容の話を何度も繰り返したり、物の区別がつかなくなったりなど、家族にまで混乱を広げ、虐待に発展してしまうケースも珍しくありません。

まずは、認知症の症状について充分に理解することが大切であり、認知症センター養成講座などの講習会を継続し、地域や企業の理解者を育成していきます。

そして、どの段階までなら家族で世話できるのか、財産管理はどうするのかなどについて、対応マニュアルや要綱を制定しながら、認知症の方と共生できる社会を目指します。

また、認知症高齢者や、高齢者・障害者のみで構成される世帯が増加している現状を受け、成年後見制度の利用を着実に推進するため、「大館市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

(当計画は第4章 資料編に添付しております。)

## ⑦児童虐待の予防

### 【事業の概要と方向性】

児童虐待は根絶すべきものですが、20歳前後で親となるケースなどは、親が自分の感情をコントロールできない場合もあり、周りが十分に配慮する必要があります。また、虐待する側に何らかの障害や症状、困りごとなどがある場合も散見され、ただ単に虐待は駄目というだけでは根本的な解決にはつながりません。

これらの問題を解決するために、③でも触れましたが、子育てを家族内で完結させるのではなく、行政や地域も協力して子育てをしていくという意識が大切になることから、周囲の気づきが虐待予防に力を發揮できるような社会を目指し、地域と関係機関の連携を強化していきます。

## ⑧自殺の予防

### 【事業の概要と方向性】

日本の自殺率は先進国中最悪と言われており、30歳未満の若い世代の死亡原因の1位が自殺というのもいたたまれないことです。

本市の自殺率は、全国平均レベルにありますが、ヨーロッパなどに比べると非常に高いと言わざるを得ません。自殺を根絶する取り組みは、それが他人事ではないと共感しあう地域社会の醸成が不可欠なことから、さまざまことで悩む人を包摂し、立ち直るよう見守ることができる社会を目指していきます。

#### (現行計画)

大館市自殺対策計画

## ⑨ A I（人工知能）やスマートフォン等の5G（第5世代移動通信システム）など新たな技術の活用支援

### 【事業の概要と方向性】

福祉政策はその性質上、対面が不可欠ですが、スマートフォンなどを活用することで、顔の見える遠隔コミュニケーションが可能となりました。医療においてもリモート診察が現実味を帯びてきています。

現時点では何が可能かを特定できるものではありませんが、ロボットとの会話などが癒しを与えることや、認知症の軽減に効果を発揮したりすることが分かっており、研究価値は十分にある分野です。

これらの新たな技術の開発動向を注視し、導入の機会を見計らい、活用の支援を実施していきます。

### ■トピック7：ブルーゾーン

1999年、イタリアの医師であるジャンニ・ペスがイタリアのサルデーニャ島の一部に100歳生存率が2.8%（当時のアメリカの100歳生存率は0.2%）の地域があることを発表しました。

その後、アメリカ人のダン・ビュートナーが、同様の長寿地域を世界中から探し出し、新たに沖縄北部・アメリカのカリフォルニア州ロマリンダ・コスタリカのニコヤ半島の計4箇所を特定し、それらの地域を「ブルーゾーン」と名付けました。

彼は、上記4箇所の長寿者について、実際に本人を訪ね、血縁や生活様式、飲食物などについて取材したところ、共通点として、下記の9項目を抽出しました。これらの項目は2005年に「ブルーゾーン 最長寿者の人たちから学ぶ長生きの方法」として発表しています。

（後に5箇所目のブルーゾーンとして、ギリシャのイカリア島を新たに発見しています）

- ① 適度な運動を続けている。例えば、サルデーニャ島では羊飼いという仕事柄、毎日数キロ歩き、また、沖縄では農産物を自給自足するため、数時間畑で過ごすなど、日常生活に運動が組み込まれている。
- ② 生きがいや目標を持っている。例えば、早起きして散歩したり、友人とおしゃべりしたりなどの楽しみがある。ある調査では、1999年12月31日の全世界の死亡率が明らかに低かった。これは、2000年を生きたいという目的意識が要因と分析されている。
- ③ 人生をスローダウンし、ストレスを解消する習慣がある。例えば、地中海沿岸におけるシエスタの習慣や、沖縄の女性のお茶の時間などが挙げられる。
- ④ 食事は腹八分目を心掛ける。沖縄の場合は「腹八分目」を唱えてから食事を始める人もいる。
- ⑤ 食の共通点として、豆類を常食しており、砂糖の摂取量が少ない。メニューは伝統的なものが大半で、ロマリンダ以外では時々豚肉を食べるという特徴もある。
- ⑥ 赤ワインなどのお酒を適量飲む習慣がある。
- ⑦ 信仰心を持っている。教会への集いや、神社の参拝、墓参りなどの習慣がある。
- ⑧ 家族を最優先にする。生活が家族を軸に回っており、絆が深い。
- ⑨ コミュニティに所属している。何らかの社会的活動や、趣味の会、ボランティアで人とつながることが長寿に影響していると考えられている。

ブルーゾーンの調査をはじめ、これまで多くの研究で、長寿を妨げる3大要素として、「喫煙」「肥満」「孤独」が挙げられています。長寿の先進地に学び、ブルーゾーンを目指しましょう。

# 基本施策 4：生活・健康・福祉・医療の情報やサービス格差の解消

## ①移動、交流の自由の確保

### 【事業の概要と方向性】

自転車や自動車はどちらも移動する上で非常に便利な道具ですが、高齢者には必ず、それぞれのタイミングで運転を諦めるときが訪れます。

では、買い物や通院などの生活の上で必要不可欠な外出や、友人知人と語らいや会食など、人として当然の交流、楽しみを継続するにはどうすればよいでしょうか。

これらの継続を叶えるため、高齢社会の公共交通の在り方や、新技術の活用、新たなサービスの創出など、市としても様々な検討をし、移動の自由確保を必須課題として取り組んでまいります。

## ②健康チェックの支援

### 【事業の概要と方向性】

市民の健康への意識は高いものの、いざ検診を受けるとなると、ためらう方が多いのが実情です。しかし、例えば癌は長寿社会にあって罹患率が50%前後と非常に高く、進行が進んでしまうと、現代医学では太刀打ちできない病気です。そのため、早期発見できるかどうかで、その人の生涯が左右されます。年1回の検診が、ご自身や家族の未来を安心なものに変えることになるのです。

今後、医療技術もさらに進歩し、健診の負担も軽減されることが期待されることから、市においても、いずれ全市民が検診を受けるのが当たり前な時代が訪れるよう、様々な施策を展開していきます。

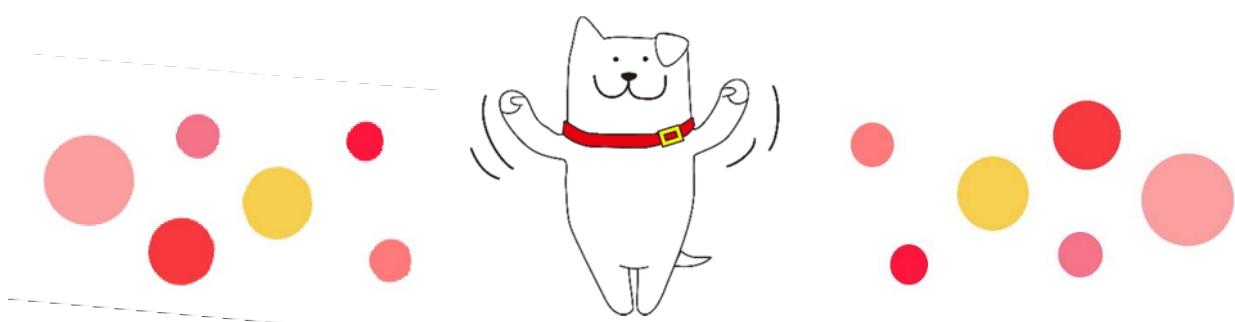
## ③軽運動・スポーツ志向の醸成

### 【事業の概要と方向性】

身体を動かす行為は、赤ちゃんのハイハイから高齢者の体操やウォーキングまで、生涯を通じて、発育や知能の向上、健康維持、老化防止等に決定的な影響を与えることが分かっています。

特に、運動不足になりがちな中高年齢者が、週5日、30分から60分程度のウォーキングや軽運動などを取り入れることができれば、健康寿命の延伸に直結します。

これまで、スポーツ施設の整備や、チャレンジデーなどのスポーツイベントの開催、老人クラブ活動の支援等を通じてスポーツ振興をしてきたところですが、今後はこれらに加え、地域単位のスポーツ活動に対しての奨励措置を講じるとともに、活動例の紹介や、運動量の見える化など、支援を継続することによって、全市民が運動を習慣化することを目指していきます。



## ④食育の推進

### 【事業の概要と方向性】

人間は何を食べるべきなのか、未だに様々な意見があり、研究が続けられていて、次々と新たな考え方方が提唱されている状況です。また、食品添加物や農薬に関する情報が深刻に取り上げられたり、減量方法や栄養補助等に関する様々な商品が盛んに宣伝されたりなど、食品に関する基本を見失いかねない状況にあるのではないかと思う。

日本人の平均寿命が世界トップレベルであることは、和食が寄与していることは間違いない、また、食品添加物や農薬も法律によって安全な範囲で使用されるよう規制されています。

一方で、カロリー・塩分・糖分・アルコールなどは、自分自身もしくは家族で管理するしかありません。気をつけるのであれば、上述した内容よりもこれらを最優先とすべきでしょう。

市では、令和2年6月に第3次食育推進計画を策定し、健康な食習慣の獲得と、食文化の継承を提唱しています。食は大きな楽しみです。これを、食育を通じてさらに高めていきましょう。

## ⑤バリアフリーの推進

### 【事業の概要と方向性】

アンケート調査では、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い施策として、「道路・公共施設のバリアフリー」や「移動への支援」などがあげられ、ハード面のバリアフリーが求められています。また、地域で支え合う福祉を推進するためには、高齢者や障害者への理解を深める「心のバリアフリー」も重要となりますので、サポーターの養成や啓発活動などを積極的に行います。情報や必要な支援が届いていないなどの様々なバリアを取り除き、すべての人に安全・安心を届けられる環境づくりに努めます。

※令和2年度「大館市バリアフリーまちづくり計画」を並行して策定します。

### ■トピック8：頭脳はなんのためにある？

生き物には脳があるというと、当たり前でしょうという声が聞こえてきそうですが、植物には脳はありません。また、微生物やイソギンチャク、ホヤ、クラゲなどにも脳はありません。これはどういうことなのでしょうか。

実は、脳は食べ物を求めて移動しなければならない生き物に備わり、進化したと考えられています。イソギンチャクやホヤは移動せずに食物を捕まえます。クラゲは波間にさまよう中で、プランクトンを捕食します。自ら食べ物を求めて移動しないため、脳は必要ないというわけです。また、長距離を移動する動物ほど、脳の比重が高いこともわかっています。これは、脳と移動などの運動が不可分の関係にあることを物語っています。

ノーベル賞の選考機関であるカロリンスカ研究所（スウェーデン）の精神科医師、アンダース・ハンセン氏は、世界中で発表されている脳に関する研究を検証し、運動が、脳の健康を維持し、パフォーマンスを上げるほど（※）唯一の方法であることを、著書「BRAIN 一流の頭脳」（2018年日本語訳刊）で発表しました。

長期の入院やひきこもりなど、運動から遠ざかるような生活は、脳にもダメージを与え、寿命にも関わります。

運動の習慣は、脳を生き生きと働かせ、集中力や気力、記憶力を高め、知能指数を向上させ、さらにはうつ病の改善効果も実証されているということです。

ほぼ効果のない（と本著書では断定されている）脳トレグッズなどが売れている状況なのに、根拠のあるこの有益な情報がどうして拡散しないのかについても下記のとおり言及しています。

#### 「人々の運動習慣の定着はビジネス（お金）に結びつかないから」

私たちの生活が、直接食糧を追いかけるのではなく、お金で手に入れるような形態に変わってしまいましたが、遺伝子は狩猟時代のままであり、運動は食事と同じく、生きるために必須要素なのです。

一日30分から60分、週5日のウォーキングやスポーツなどをぜひ楽しみましょう。

（※）もちろん、食事が脳の健康にとっても大切なことは言うまでもありません。

### 3 基本施策の目標について

計画期間内において、下記の施策についてそれぞれ目標を設定していきます。

○地域活動 NPO 組織の立ち上げ支援

○高齢者サロンを含めた地域活動拠点の整備

○通いの場（高齢者を含む住民が集う場所）を運営する団体の支援

○町内会福祉計画等の策定支援

○病気予防・健康情報の発信強化

○軽運動の場の整備、機会提供

○心身障害者の相談、交流拠点の整備

○子育て世代の相談、交流拠点の整備

○地域活動ボランティアの育成と積極的活動の誘発

○専門的な福祉情報に対する地域での共有の工夫

○活動・交流拠点の情報ネットワーク化

○生活・福祉・医療へのアクセス手段確保

○防災体制の確立・維持

○福祉と教育の連携強化

## ■トピック9：お米

あきたこまちは、つや、ねばり、甘みなどのバランスがよくとてもおいしいお米ですが、秋田県はさらに上を目指して「サキホコレ」という銘柄を2022年に本格投入すると話題になっています。楽しみですね。

ところで、この稻という名の小麦と並んで私たちの生命を支える植物が、主食となったのはなぜでしょうか。

太古の昔、あまりに種が小さく、食べるには適さないと思われる稻の原生種になぜ着目したのか（狩りが不調だった時などの非常食のほんの一部であったはず）は想像のほかありません。単純に考えると稻の繁殖のために、小さな種粒、そして風で簡単に脱粒し、あちらこちらに運ばれる性質が必要ですが、これでは栽培に適しません。

食物を採集する中で、誰かが脱粒しにくい稻の変種を見つけ、また誰かが種粒の大きい稻の変種を見つけ、やがて、これらを探しては集めを繰り返し、何千、何万年もかけて、変種どうしが交配し、粒が大きく、密集し、脱粒しにくい品種へと変わっていったはずです。これなら栽培ができます。つまり、農業が確立されるずっと以前、我々の祖先の気の遠くなるような営みが現在の稻に繋がっているということになります。

稻にしてみれば、進化の過程で真っ先に淘汰されそうな種が、ヒトと手を結ぶことで最も繁栄することになったわけです。進化は、気候などの自然環境の変化だけでなく、動植物の関わりあいが大きな役割を果たしているのですね。

お米は、1年でできるのではありません。何万年もかけて作り出された奇跡の粒だったのです。

初夏のころ、私たちのふるさとは、農地に一面水が張られ、空を映し出し、間もなく緑一色に敷き詰められ、やがて秋、奇跡の粒を無数に蓄えた黄金色のさざ波へと変化します。



ふるさとの風景4 「雪に特急つがる」 増嶋 卓史



## 第3章 計画の推進体制



ふるさとの風景 5 「ヒマワリ」 菅原 修



## 1 計画の周知

地域福祉の推進のためには、一人ひとりが地域のことに関心を持ち、できることから地域の中で主体的に活動することが重要となります。

そして、一人ひとりの活動や地域の取り組みを支援し、個人や地域では対応できない課題へ行政が対応するために本計画を推進します。

そのため、本計画について、より多くの市民に知ってもらい、地域福祉推進の趣旨を踏まえて、個人や地域の取り組みが活発に行われるよう計画の周知に努めます。

- 様々な媒体を活用し、わかりやすく情報の提供、計画の周知を図ります

## 2 計画の推進体制

地域の生活課題は日々変化し、必要とされる取り組みも変わっていきます。

地域福祉を推進するためには、計画の進捗について検証し、新たな生活課題の把握に努め、柔軟に計画を見直すことが重要です。

### ○社会福祉協議会との連携強化

地域福祉は社会福祉協議会と一体的に推進することから、定期的に社会福祉協議会との協議を行い、地域の生活課題や取り組みの状況などについて情報共有を図り、緊密な連携のもと、計画を推進していきます。

- 社会福祉協議会との緊密な連携体制の構築

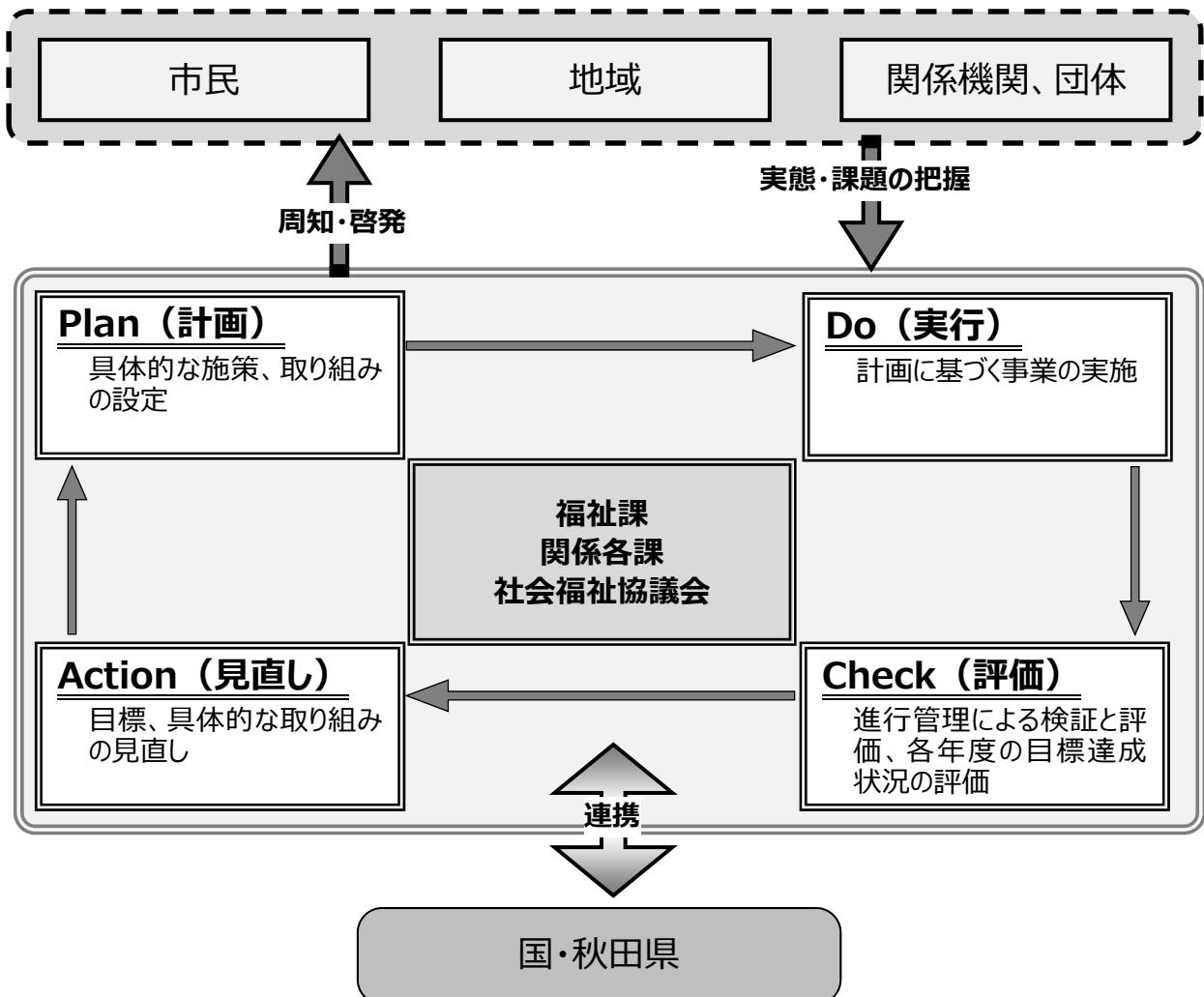
### ○計画の進捗及び評価

地域福祉の推進のための施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくりなど多岐にわたっており、幅広い市民の参画を得ながら、市民目線で計画の進捗を評価し、市民が日々直面する生活課題に対応できるように必要に応じて取り組みの見直し・修正を円滑に行うことができる体制の整備が求められます。

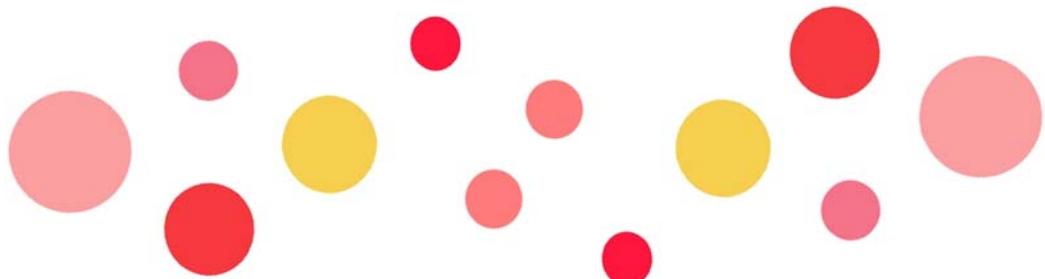
そこで、地域関係者、関係各課、社会福祉協議会の相互の連携による評価・点検を行うことを視野に、効果的な計画の推進を図ります。

- 地域福祉推進のための総合的な検証を実施

<計画の進捗管理体制>



※計画の進行管理における PDCA サイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画にそった「実行」(Do)、事業の進捗を確認する「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「見直し」(Action) の 4 つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法を指しています。



計画に記載している事業の進捗について、定期的に事業ごとの実施状況や課題、成果などを確認し、計画通りに進行していない場合や、問題等が生じた場合には、取り組み内容の見直しや新規事業の必要性などを検討し、計画内容の見直しを行っていきます。

事業の進捗の評価にあたっては、進捗評価シートを事業ごとに作成し、事業の担当課に照会することで評価を行います。

＜進捗評価シートのイメージ＞

事業名	● ● 事業
担当課/関係課	● ● 課
事業の実施状況	<p>①. 実施している 2. 今後実施する予定 3. 未実施 4. 新規事業</p>
事業の進捗評価	<p>1. 100% (予定通り) 2. 80-100% (概ね予定通り) ③. 60-80% (やや予定した内容に満たない) 4. 40-60% (予定の半分程度) 5. 40%未満 (あまり進んでいない)</p>
事業実施による成果	本事業を実施することにより、住民の地域福祉に対する関心を深め、地域の諸活動に参加する人を増やすことにつながっている。
事業にかかわる問題点・課題	事業の参加者が固定化しており、新たに参加する人が少ない状況にあるため、事業の周知や利用方法に改善の余地があると思われる。
今後の方向性	<p>1. 内容（規模）を拡大して継続 2. これまで通りに継続 ③. 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止</p>
今後の取り組み内容	事業の周知を強化していくとともに、より多くの人が参加しやすいように、開催方法や開催時期などについて、見直しを図っていく。

## ■トピック10：年寄るって当たり前？老化とは何か

2020年刊行のハーバード大 大学院 デビット・A・シンクレア教授著の「**ライフスパン 老いなき世界**」は、老化現象がどこまで解明されていて、今後どうなるのかを膨大な実験結果と、導き出された理論に基づき、解説したもので、大変興味深い、驚くべき内容を含みます。あらためて老化現象について考えてみましょう。

### ①寿命とは

我々の祖先であるホモサピエンスが登場したのがおよそ20万年前です。この間の平均寿命は30歳代といわれており、子孫を残せる程度まで生きるというのが自然界の通例でした。

しかし、現在の平均寿命は先進国で80歳代となっています。なぜこれほどまでに寿命が伸びたのでしょうか。

これは自然の成り行きではなく、農業の発明による食糧の確保や、病気に対するワクチンの開発、医療の進歩など、人間の技術によるものです。当然ながら、遺伝子や細胞の状態はかつての人類と大差ありません。

### ②高齢になればなるほど、病気のリスクが向上する

70歳代の高齢者における癌に罹患するリスクは20歳代の若者の1,000倍にも及びます。この事実を誰も疑問に思わなかつたし、研究もされていませんでした。その手法さえ未知数だったこともあります。

ところが、老化とは何か、老化を防ぐ方法はあるのか、老化と病気の関係などの研究が進むことで、答えが導きだされようとしているのです。

### ③細胞の振る舞い

正常な細胞は分裂を一定程度繰り返すと、自動的に寿命を迎えて排出されます。遺伝子が傷ついてしまった細胞は分裂を中止し、修復期間に入ります。

修復が完了すると細胞活動を再開しますが、時間がかかったり、回数が多くなったりすれば、治らないままそこに留まり、周囲の細胞の仕事の邪魔をする存在になってしまうそうです（これは、ゾンビ細胞と言われます）。

通常の細胞が癌細胞に変異してしまう背景には、ゾンビ細胞のように、本来の目的から外れて活動してしまう細胞が増加することが関係していると推定されます。老化についてもゾンビ細胞が関係していると考えられています。

### ④老化とは何か

皆さんの腕の外側と内側を見比べると、個人差はあるでしょうが、内側の方が色つやが良いのではないかでしょうか。つまり、外側の老化速度が速いということになります。これは、上述したゾンビ細胞が増えている状態というわけです。

ゾンビ細胞が目的通りに活動しないことで、不必要なたんぱく質を合成してまき散らしてしまいます。このたんぱく質が血流にのって、あちこちの細胞を痛めつけます。そして、ゾンビ細胞は年齢とともに蓄積量が増えてしまうので、痛めつけられる細胞の数も増えていきます。これが、老化現象の正体だといいます。その原因が経年劣化であれ、ウイルスであれ、生活習慣であれ、60兆個ともいわれる細胞が本来の協力関係から、争う関係に変化してしまうのが老化なのです。

### ⑤老化は防止できるか

私たちは、病気と診断されてから、治療をする、言ってみれば「もぐらたたき方式」の医療を行っています。様々な検査手法、高価な薬品、高価な手術など、いずれにしても莫大な医療費を投じています。

しかし、もしも細胞の不全を正し、病気になりにくい体を作ることが可能だとしたらどうでしょうか。これは、癌などの治療よりはるかにやさしいと言います。

現在、ゾンビ細胞の発生を抑制する（細胞の修復を早める）ための化学物質はいつも見つかっており、一部はサプリとしてすでに販売されています。さらには、ゾンビ細胞を排除する薬も開発が進み、間もなく実用化できるといいます。そのほか、適度な運動をする、摂取カロリーを制限する、寒さや暑さに耐えるなど、自らにストレスを適度に与えることで、細胞修復を早める物質が生成されることが分かってきました。

これらは、健康寿命を延ばし、莫大な医療や介護の費用を相当節約することに繋がっていくと予想されます。

(次ページに続く)

## ⑥寿命に限界はあるか

人類以外では、北極クジラが200年以上の寿命を記録しており、また、グリーンランド沖に生息しているニシオンデンザメは500歳以上生きることができると推定されています。植物では、ヒッコリー松が5,000年以上の寿命で、遺伝子は全く劣化しないという調査もあります。

人類は上述した通り、技術によって寿命を延ばしてきました。今後、新たな老化防止手法の普及により、一体何歳まで生きることが可能なのでしょうか。これは、長生き手法の組み合わせに加え、山中伸弥教授が発見した細胞のリセットを応用することで、倫理上で議論が必要ではあります、おそらく制限がなくなるといいます。

## ⑦近未来

デビット・A・シンクレアは本書の中で、

「永遠に生きたいわけではない」  
「病気で早死にする人をなくしたい」  
「玄孫（孫の孫）に自分の経験を伝えたい」  
「寿命が尽きるときの有り様をコントロールしたい（十分に生きた上で、亡くなる際は、一瞬で苦しまず）」  
「ごく控えめに言って120歳でも若々しくという時代はすぐそこまで近づいている」

などと述べています。興味のある方はぜひ手に取ってみてください。



ふるさとの風景 6 「稚児行列の日」 富樫 弘



## 第4章 資料編



ふるさとの風景 7 「紅葉の桜櫻館」 若狭 信子



# 1 これまでの地域福祉を取り巻く諸課題

## ○生活課題の多様化

近年は個人の結婚観の変化による晩婚化・未婚化や少子高齢化の進行、共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化などによる個人の価値観や生活様式の多様化などのために、人と人とのつながり・絆が弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、互いの顔が見えにくい状況が広がっています。

家庭内においても、家族間のコミュニケーション不足がもたらす影響が懸念されているところであり、特に子どもや高齢者などへの虐待、配偶者などへの暴力、ひきこもりなどの問題が社会問題化してきています。

生活不安やストレスの増大が多様な生活課題を引き起こす一方で、生活課題に直面した人々を支える地域のつながりは希薄化してきており、地域福祉の推進を図るためには、地域力の強化と、多様な生活課題に柔軟に対応できる仕組みの構築が求められてきています。

## ○社会福祉施策の変化

社会環境の変化やそれに起因する生活課題の多様化に対応するため、国では社会福祉基礎構造改革が行われ、旧来の「行政による措置」という考え方から利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択・決定する契約制度へと社会福祉制度の転換が図られました。

また、個人の尊厳を尊重する視点から、できる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤を整備していくという考えに基づき、高齢者福祉の分野では、地域密着型サービスの創設や地域包括ケア体制の整備、障害者福祉の分野では、地域生活への移行や一般就労への移行の推進、児童福祉の分野では、子育て支援事業の実施、医療保険制度においては在宅医療の推進など、地域での生活に移行する福祉政策が展開されました。

このように、社会福祉事業法制定（昭和 26 年）以来続いてきた「行政がサービスの種類と提供機関を決定する」福祉の仕組みは、一連の社会福祉基礎構造改革により、利用者の立場に立った社会福祉制度の実現や生活課題に柔軟に対応する福祉サービスの充実を目指す制度へと変化しました。

## ○社会福祉法の成立

国の社会福祉基礎構造改革では、さらに「地域福祉の推進」という考え方が明確に位置づけられました。

平成 12 年には、社会福祉の基本法である「社会福祉事業法」が「社会福祉法」へと改正され、福祉サービスの基本的理念や福祉サービスの提供の原則、福祉サービスの提供体制の確保などに関する国及び地方公共団体の責務などが定めされました。

また、同法第 4 条では、地域福祉の推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」の三者とともに、地域福祉の推進の目的は、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように」と定められ、同法第 107 条では、市町村による「地域福祉計画」の策定が規定されています。

このように、地域福祉という考え方は、これまでの高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といった対象別にとらえたものではなく、これらを横断的に統合して推進していくというものです。そして、その実現のためには、地域社会を構成する一人ひとりの市民、ボランティア団体・N P O 法人、福祉事業者、社会福祉協議会、行政が互いに連携して、ともに地域福祉の推進に取り組んでいくことが求められています。

### 社会福祉法（抜粋）

(地域福祉の推進)	
第四条	地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
(包括的な支援体制の整備)	
第百六条の三	<p>市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業</li><li>二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業</li><li>三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業</li></ul>
(市町村地域福祉計画)	
第百七条	<p>市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</li><li>二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項</li><li>三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</li><li>四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</li><li>五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項</li></ul> <p>2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。</p> <p>3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。</p>

## ○生活困窮者自立支援制度への対応

平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行され、地域福祉施策との連携が求められています。

生活困窮者は、様々な課題を抱えていることも多く、その課題解決のためには、地域のあらゆる関係機関がネットワークを構築し、それぞれの強みを生かしながら役割分担を図りつつ、包括的な支援を具現化することが重要とされています。

また、生活困窮者の早期発見や、その生活環境の変化を把握するための見守りなどの間接的な支援は、地域住民相互の支え合いによる共助の取り組みが重要性を増しています。

さらに、生活困窮者支援の実践にあたっては、「支援する側と支援される側」という関係を固定的なものとせず、生活困窮者自らも地域社会の一員として積極的な役割を見出すという視点も重要と考えられています。

## ○「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

平成28年7月に、厚生労働省では地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人ごと」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取り組みの支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置しました。

これに伴い、市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

### 「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

#### 1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を目指す

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

#### 2. 理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備に努める
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の構築に努める
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制の構築に努める

#### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。

## 2 関連諸制度の流れ

	高齢者福祉	障害者福祉	子ども・子育て支援	その他
平成 11 年	ゴールドプラン 21		新エンゼルプラン	男女共同参画社会基本法
平成 12 年	介護保険制度開始		児童虐待防止法	
平成 13 年			D V 防止法	
平成 14 年			少子化対策プラスワン	ホームレス自立支援法
平成 15 年		支援費制度		個人情報保護関連 5 法
平成 16 年	高齢者雇用安定法			
平成 17 年	認知症サポーター制度	発達障害者支援法 精神保健法改正 障害者自立支援法	次世代育成支援行動計画 (～平成 37 年)	
平成 18 年	地域包括支援センター設置 介護保険制度：予防重視型へ	バリアフリー新法		自殺対策基本法
平成 19 年			D V 防止法改正	更生保護法
平成 20 年				ハンセン病問題基本法
平成 21 年				
平成 22 年				
平成 23 年	高齢者住まい法改正	障害者基本法改正 障害者虐待防止法		復興基本法
平成 24 年	地域包括ケアシステム			
平成 25 年		障害者総合支援法 地域支援事業の拡充 障害者施設等製品優先調達法		災害基本法改正
平成 26 年	医療介護総合確保推進法	障害者の権利に関する条約批准 (国内法整備)	子どもの貧困対策法 子供の貧困対策に関する大綱	
平成 27 年	地域包括ケアの強化 生活支援サービス事業	難病患者に対する医療等に関する法施行	子ども子育て支援制度	生活困窮者自立支援法
平成 28 年		障害者差別解消法 障害者雇用促進法	児童福祉法改正	社会福祉法改正 自殺対策基本法改正 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部
平成 29 年	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正			自殺総合対策大綱の閣議決定

### 3 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項（国想定）

#### ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ・地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくり
- ・地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起
- ・地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ・高齢、障害、子ども・子育てなど各分野のうち特に重点的に取り組む事項
- ・制度の狭間の問題への対応
- ・共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
- ・生活困窮者の様な分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
- ・福祉以外の様々な分野(地方創生、防犯防災)との連携
- ・全庁的な体制整備
- など

#### ②地域における福祉サービスの適切な利用の促進

- ・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
- ・社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備
- ・サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- ・成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備
- ・避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

#### ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発展

- ・民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
- ・社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進
- ・福祉、保健、医療と生活に関する他分野との連携方策

#### ④地域福祉に関する活動への住民参加の促進

- ・活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
- ・地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
- ・地域住民、サービス利用者の自立
- ・地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
- ・住民等の交流会、勉強会等の開催、福祉教育の推進
- ・福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮
- ・民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

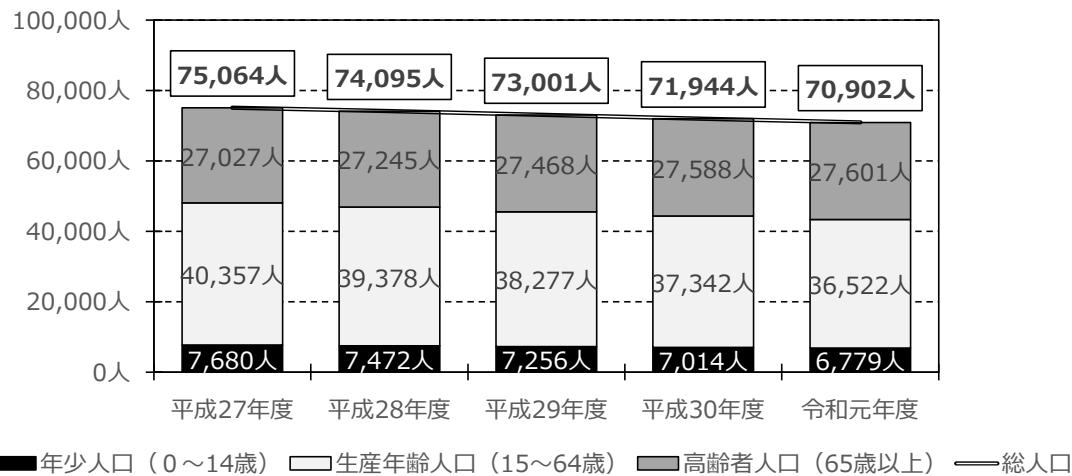
#### ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

- ・住民が主体的に地域生活課題を把握し解決できる環境の整備等
- ・「住民に身近な圏域」で地域生活課題を受け止める体制の構築
- ・市町村における包括的な相談支援体制の構築

## 4 地域福祉を取り巻く状況（本市の状況）

### （1）人口の状況

#### 1) 人口の推移

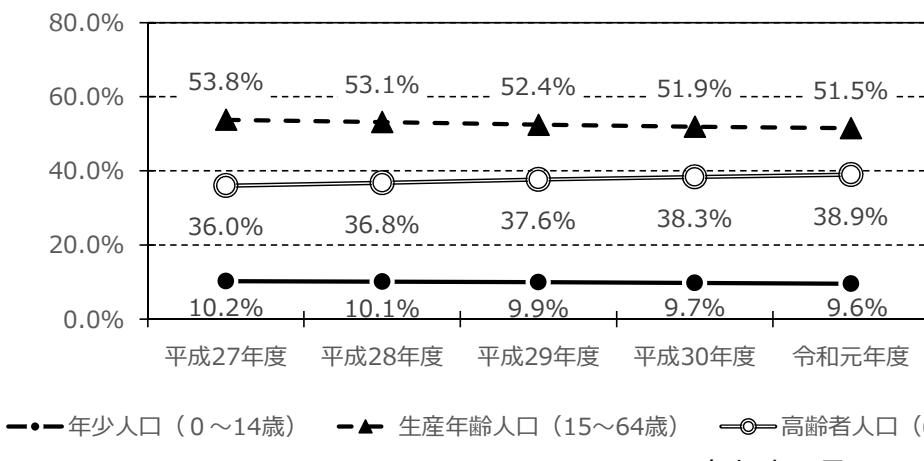


各年度3月31日現在、人口統計より

総人口は減少傾向にあり、平成27年度の75,064人から、令和元年度には4,162人減少し、70,902人となっています。

「年少人口（0～14歳）」と「生産年齢人口（15～64歳）」はともに減少傾向にありますが、「高齢者人口（65歳以上）」だけはやや増加傾向となっています。

#### 2) 人口構成比の推移



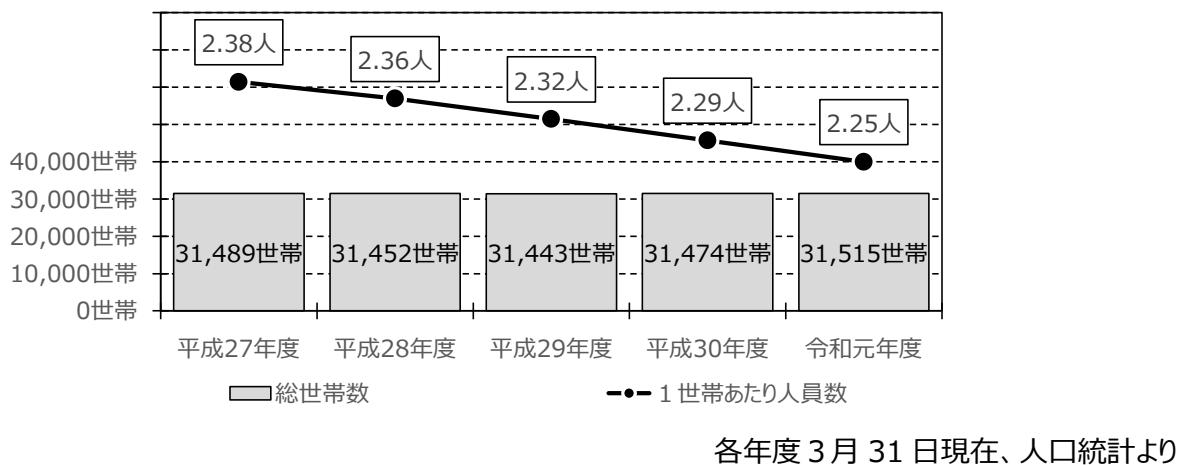
各年度3月31日現在、人口統計より

人口構成比をみると、「生産年齢人口（15～64歳）」が全体の半分程度を占めていますが、年々、構成比は減少し、令和元年度は51.5%となっています。「年少人口（0～14歳）」の構成比も平成29年度には10%を下回り、令和元年度には9.6%となっています。

高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）はやや増加傾向にあり、令和元年度には38.9%となっています。

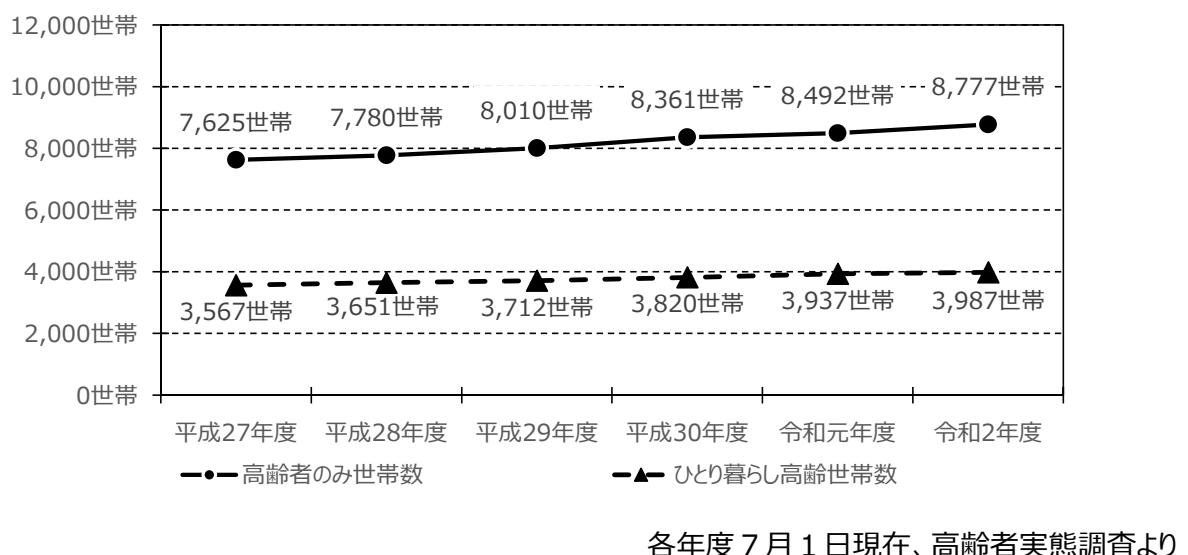
## (2) 世帯の状況

### 1) 総世帯数の推移



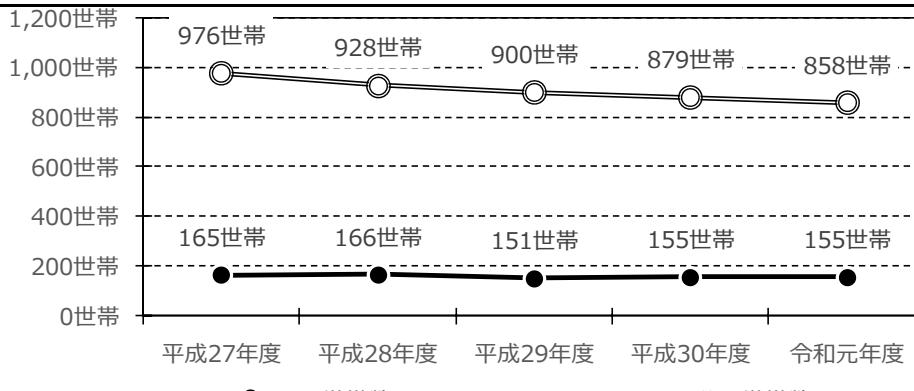
「総世帯数」は3.1万世帯台でほぼ横ばいに推移し、令和元年度には31,515世帯となっています。一方、総人口は減少傾向あるため、「1世帯あたり人員数」は縮小し、令和元年度には2.25人となっています。

### 2) 高齢者世帯数の推移



「高齢者のみの世帯数」及び「ひとり暮らし高齢者世帯数」は増加傾向にあり、特に「高齢者のみ世帯数」は令和2年度には8,777世帯と、平成27年度に比べて1,152世帯の増加となっています。

### 3) 母子・父子世帯数の推移

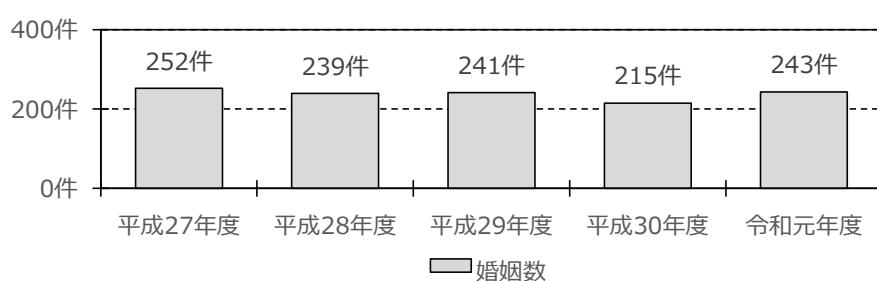


各年度 8月 1日現在、市統計資料より

「母子世帯数」はやや減少傾向にあり、令和元年度には 858 世帯となっています。

「父子世帯数」は平成 29 年度以降 150 世帯台でほぼ横ばいに推移し、令和元年度には 155 世帯となっています。

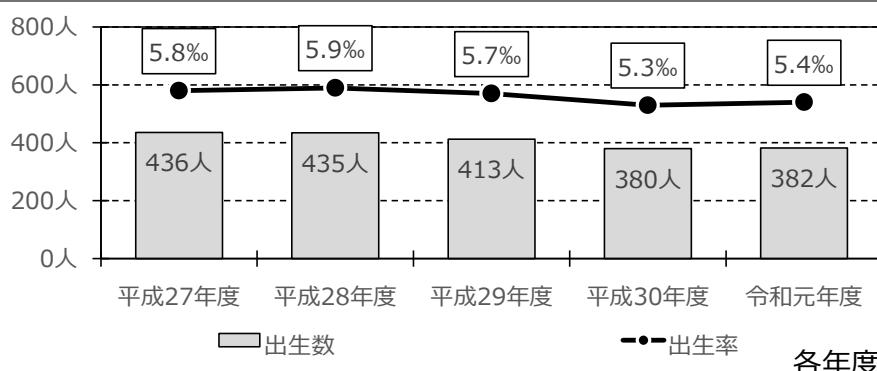
### (3) 婚姻の状況



各年度計、市統計資料より

「婚姻数」は年度により増減はあるものの、各年度 200 件以上の水準で推移しています。令和元年度には直近数年の件数を上回り、243 件となっています。

### (4) 出生の状況



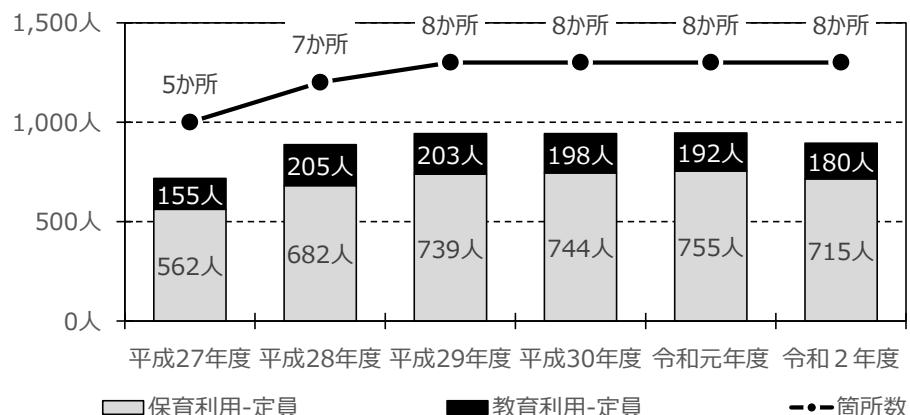
各年度計、市統計資料より

「出生数」はおおむね減少傾向にあり、令和元年度には 382 人と、平成 27 年度に比べて 54 人の減少となっています。

## (5) 子どもの保育や教育に関する状況

### 1) 認定こども園の状況

#### <定員・箇所数の推移>



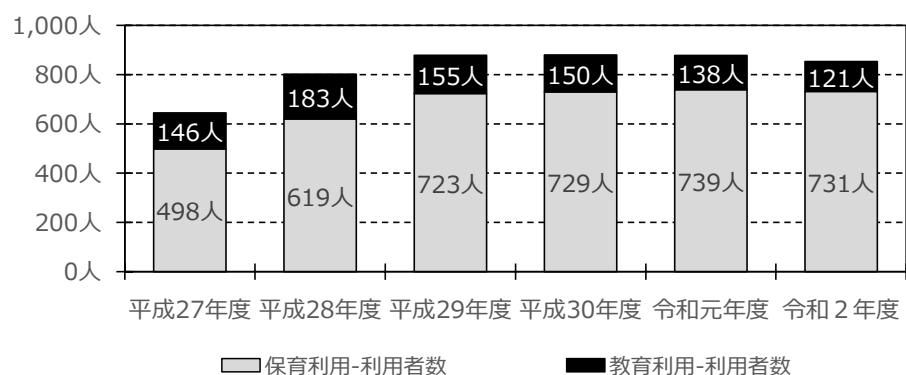
各年度 4月 1日現在、市統計資料より

認定こども園の「箇所数」は平成 29 年度にかけて増加し、平成 29 年度以降は 8 か所となっています。

定員数は教育利用よりも保育利用の方が多く、「保育利用-定員」は平成 29 年度以降 700 人を超えており、令和 2 年度には 715 人となっています。

「教育利用-定員」は平成 28・29 年度には 200 人以上となっていましたが、平成 30 年度からは 200 人を下回り、令和 2 年度には 180 人となっています。

#### <利用者数の推移>

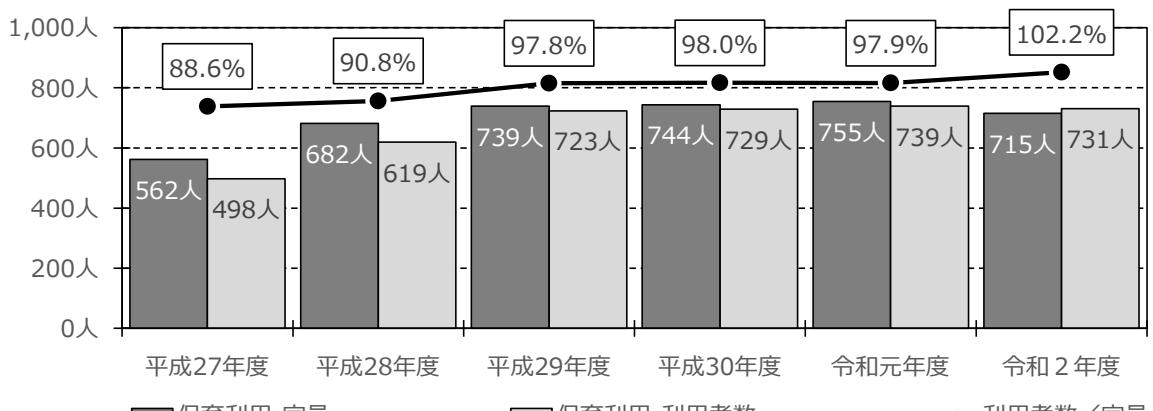


各年度 4月 1日現在、市統計資料より

「保育利用-利用者数」はおむね増加傾向にあり、令和 2 年度には 731 人となっています。

「教育利用-利用者数」は平成 28 年度の 183 人をピークに減少傾向にあり、令和 2 年度には 121 人となっています。

### <保育利用の状況>

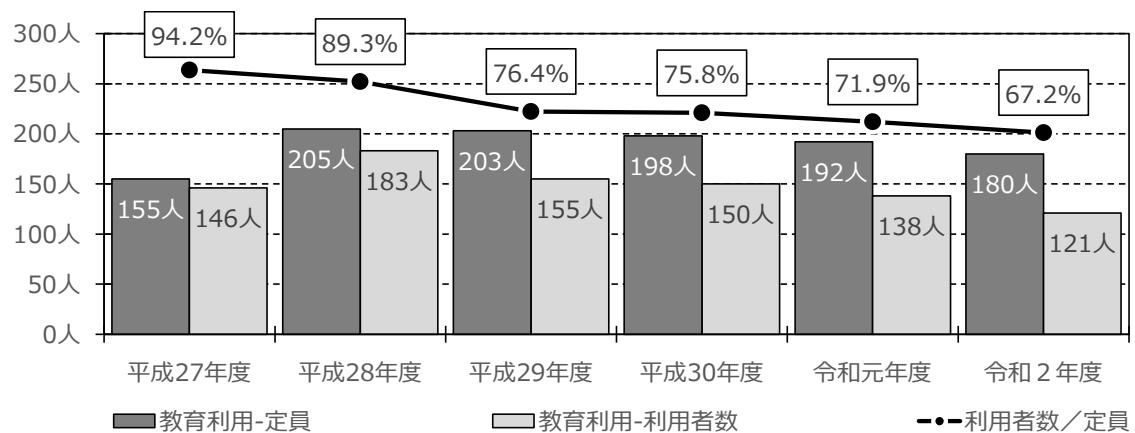


各年度4月1日現在、市統計資料より

認定こども園の保育利用における定員に対する利用者数の状況をみると、平成29年度以降は定員に占める利用者数の割合も98%前後とほぼ定員と同程度の利用者数で推移していましたが、令和2年度には利用者数が731人と定員の715人をやや上回る水準となっています。

平成30年度以降の利用者数は730人前後で推移しています。

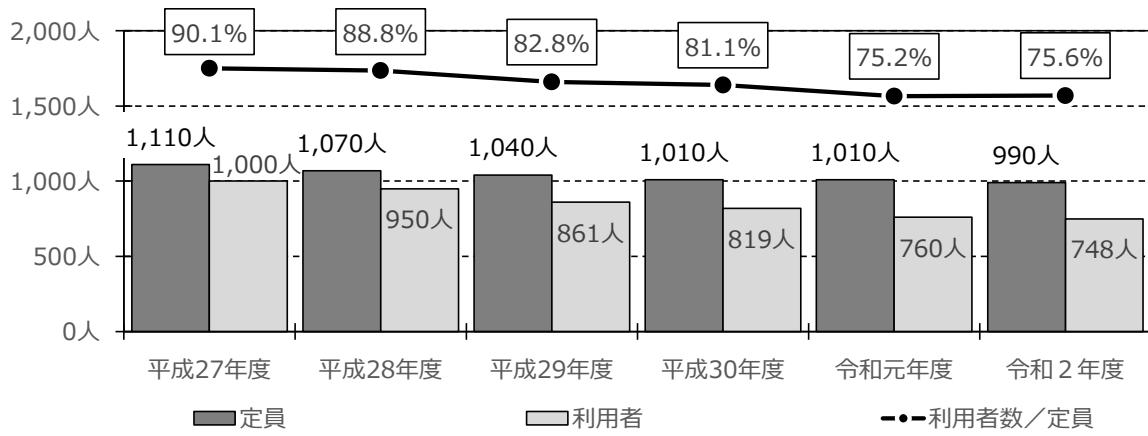
### <教育利用の状況>



各年度4月1日現在、市統計資料より

認定こども園の教育利用における定員に対する利用者数の状況をみると、利用者数が定員を超えることはなく、利用者数も減少傾向にあるため、定員に占める利用者数の割合も、令和2年度には67.2%となっています。

## 2) 保育園の状況

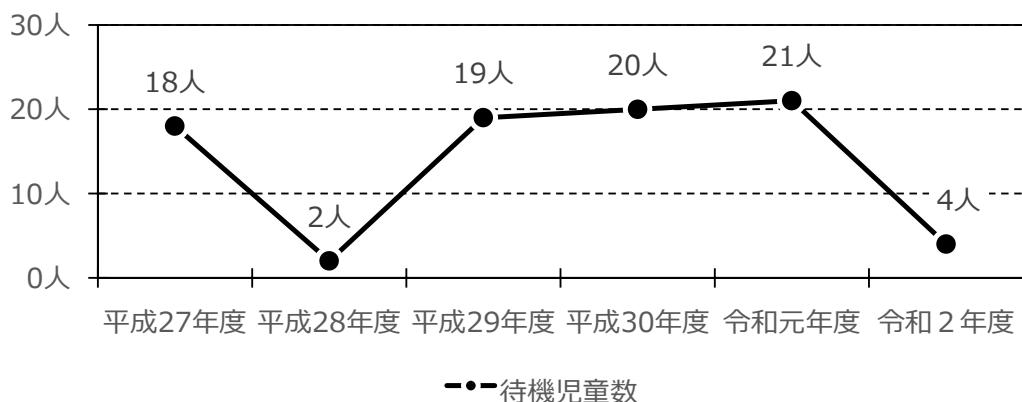


各年度 4月 1日現在、市統計資料より

保育園における定員に対する利用者数の状況をみると、定員に占める利用者数の割合はやや減少傾向にあり、令和2年度には75.6%となっています。

利用者数も減少傾向にあり、令和2年度には748人となっています。

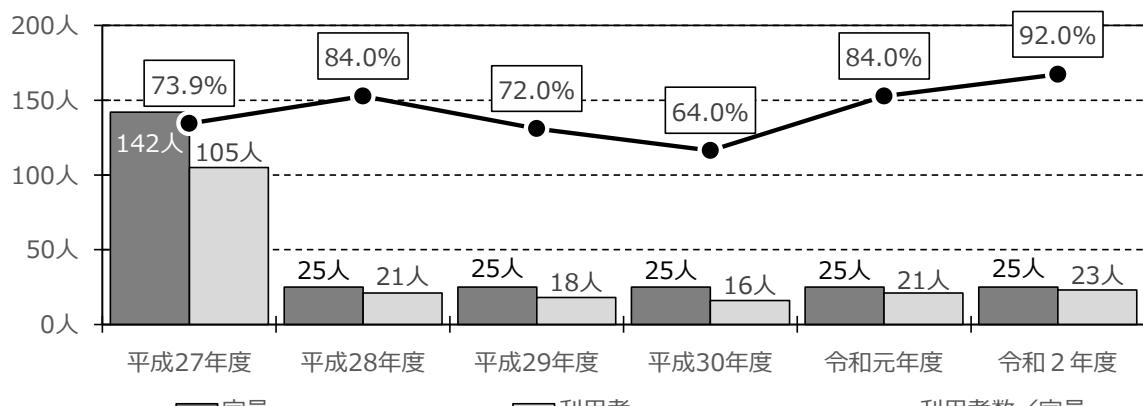
## 3) 待機児童の状況



各年度 4月 1日現在、市統計資料より

「待機児童数」は平成28年度にはいったん大きく減少したものの、以降は20人前後の水準でやや増加傾向にあり、令和元年度には21人となっていましたが、令和2年度には4人と、再び大きく減少しています。

## 4) 幼稚園の状況



各年度 4月 1日現在、市統計資料より

幼稚園における定員に対する利用者数の状況をみると、利用者数が定員を超えることはなく、平成 28 年度以降は認定こども園への移行に伴い、定員、利用者数ともに大きく減少し、定員に占める利用者数の割合も平成 30 年度にかけて減少しています。しかし、平成 30 年度以降、利用者数は少ないものの、定員に占める利用者数の割合は増加し、令和 2 年度には 92.0%まで割合が高まっています。

## 5) 小・中学校の状況



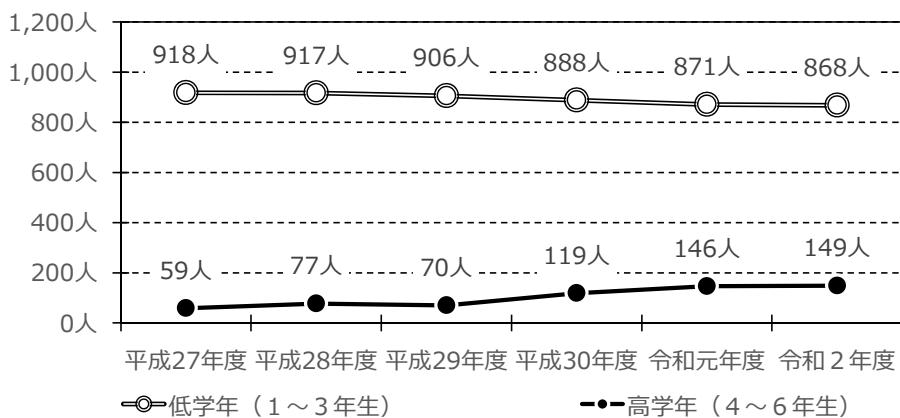
各年度 5月 1日現在、学校基本調査より

小学校は 17 校、中学校は 9 校で、学校数に変化はありません。

「小学校-児童数」は平成 27 年度の 3,337 人から令和 2 年度には 2,858 人と、479 人の減少となっています。

「中学校-生徒数」も減少傾向にあり、令和 2 年度には 1,655 人と、平成 27 年度に比べて 207 人の減少となっています。

## 6) 放課後児童クラブの状況



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1年生	356人	314人	300人	307人	300人	305人
2年生	307人	349人	302人	306人	298人	298人
3年生	255人	254人	304人	275人	273人	265人
4年生	35人	46人	44人	78人	80人	73人
5年生	19人	17人	15人	29人	46人	44人
6年生	5人	14人	11人	12人	20人	32人
計	977人	994人	976人	1,007人	1,017人	1,017人
箇所数	17か所	19か所	19か所	19か所	19か所	19か所

各年度 5月 1日現在、市統計資料より

放課後児童クラブの登録者数の状況をみると、「高学年（4～6年生）」よりも「低学年（1～3年生）」の方が多く、登録者の大半を占めています。

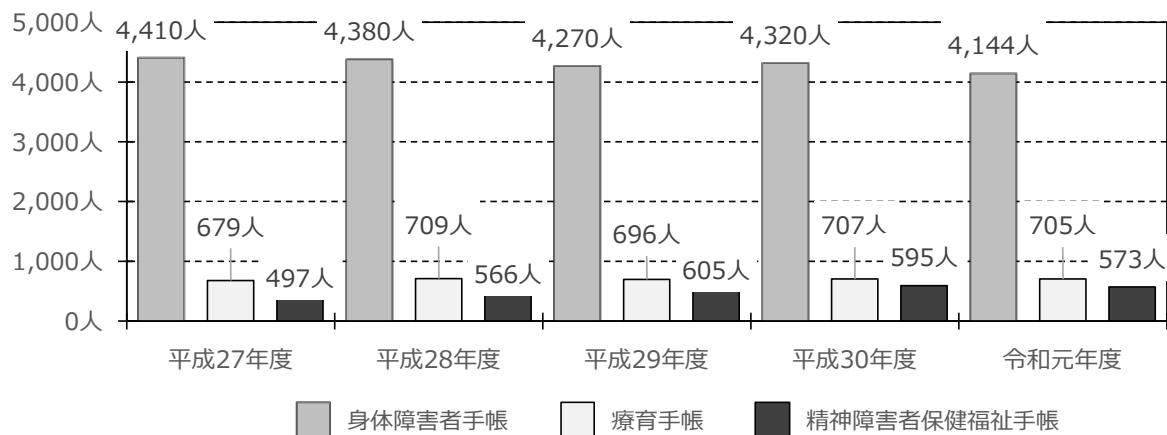
「低学年（1～3年生）」はやや減少傾向にあり、令和2年度は868人と、平成27年度に比べ50人の減少となっています。とくに「1年生」の減少が大きくなっています。

「高学年（4～6年生）」は反対にやや増加傾向にあり、令和2年度は平成27年度よりも90人多く、149人となっています。とくに「4年生」の増加が顕著となっています。

箇所数は平成28年度に19か所となり、以降、19か所となっています。

## (6) 障害者を取り巻く状況

### 1) 障害者手帳所持者の状況



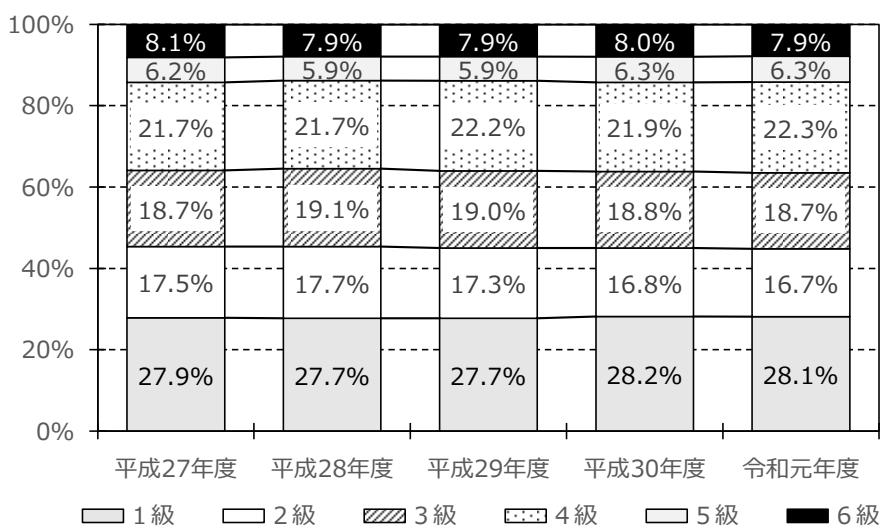
各年度3月31日現在、市統計資料より

各種障害者手帳の中では、「身体障害者手帳」所持者がもっと多く、4千人台で推移していますが、やや減少傾向にあり、令和元年度には4,144人と、平成27年度に比べて266人の減少となっています。

## 2) 身体障害者手帳所持者の状況

### ＜等級の内訳＞

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
等級	1級	1,229人	1,214人	1,184人	1,217人	1,165人
	2級	772人	774人	737人	727人	692人
	3級	824人	837人	810人	814人	774人
	4級	956人	949人	946人	946人	924人
	5級	272人	259人	254人	271人	262人
	6級	357人	347人	339人	345人	327人
	計	4,410人	4,380人	4,270人	4,320人	4,144人



各年度 3月 31 日現在、市統計資料より

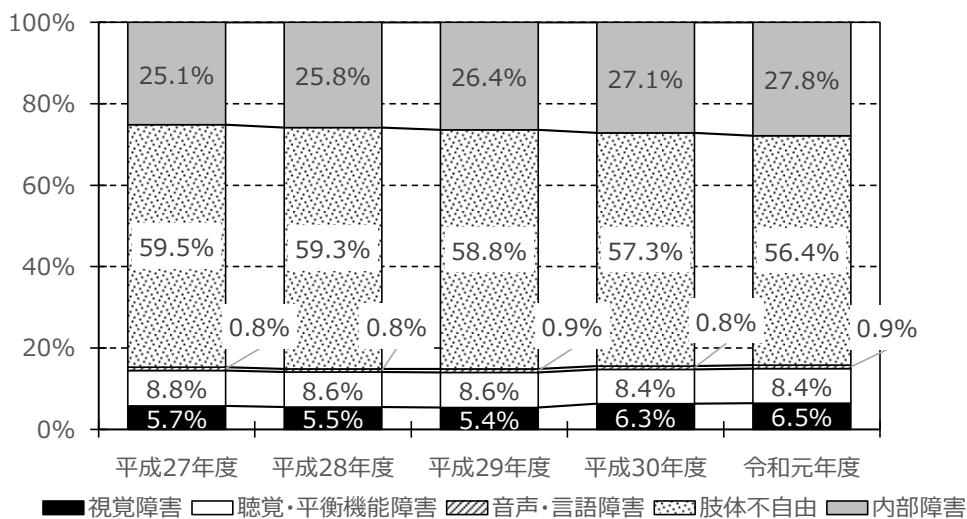
いずれの等級も減少傾向となっており、死亡による減少が大きな原因となっています。

また、各等級の構成比に大きな変化はありません。

全体の中では「1級」の占める割合がもっと高く、ついで「4級」の割合が高くなっています。「5級」、「6級」はそれぞれ1割未満と全体の中に占める割合は低くなっています。

### <障害の種別の内訳>

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
種別	視覚障害	253人	242人	229人	273人	268人
	聴覚・平衡機能障害	386人	376人	368人	364人	350人
	音声・言語障害	36人	34人	37人	35人	36人
	肢体不自由	2,626人	2,596人	2,510人	2,476人	2,337人
	内部障害	1,109人	1,132人	1,126人	1,172人	1,153人
	計	4,410人	4,380人	4,270人	4,320人	4,144人

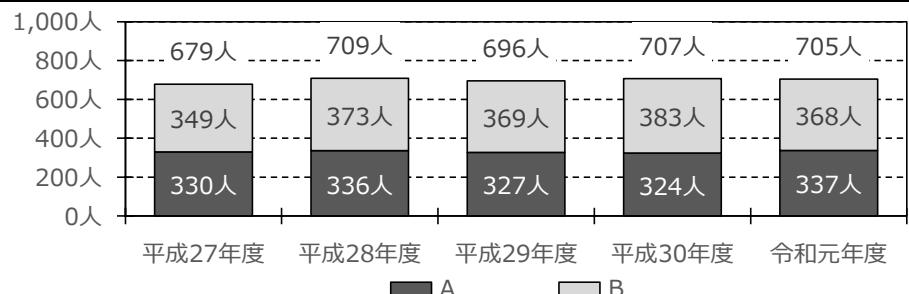


各年度 3月 31 日現在、市統計資料より

障害の種別でみると、「視覚障害」と「内部障害」はやや増加しているものの、他の区分は減少傾向となっています。とくに「肢体不自由」は平成 27 年度から 289 人減少し、令和元年度には 2,337 人となっています。

各障害種別の構成比に大きな変化はなく、全体の中では「肢体不自由」の占める割合がもっとも高くなっています。また「内部障害」はやや増加していることもあります。年々、全体に占める割合も少しづつ高くなっています。

### 3) 療育手帳所持者の状況

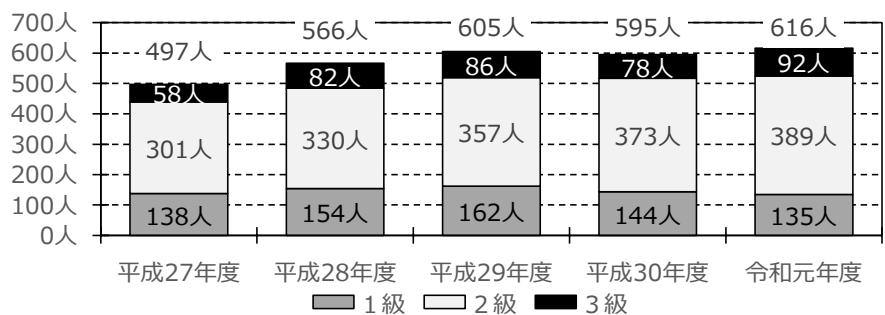


各年度3月31日現在、市統計資料より

等級別にみると、「A」はほぼ横ばいに推移し、「B」は増加となっており、令和元年度には「A」が337人、「B」が368人となっています。

また、令和元年度における18歳未満の療育手帳所持者数は93人で全体の13%となっています。

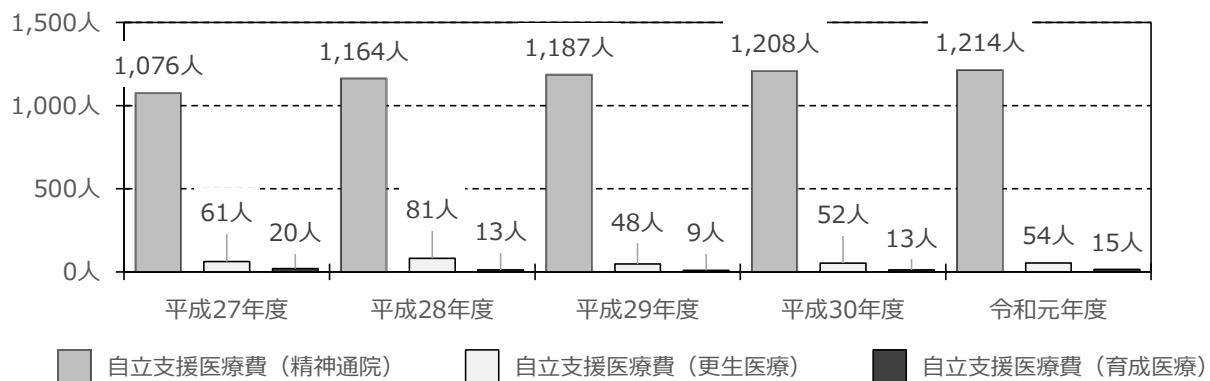
### 4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況



各年度3月31日現在、市統計資料より

「1級」はやや減少しているものの、「2級」、「3級」はやや増加傾向にあり、全体の中では「2級」の占める割合が高く、300人台で推移しています。

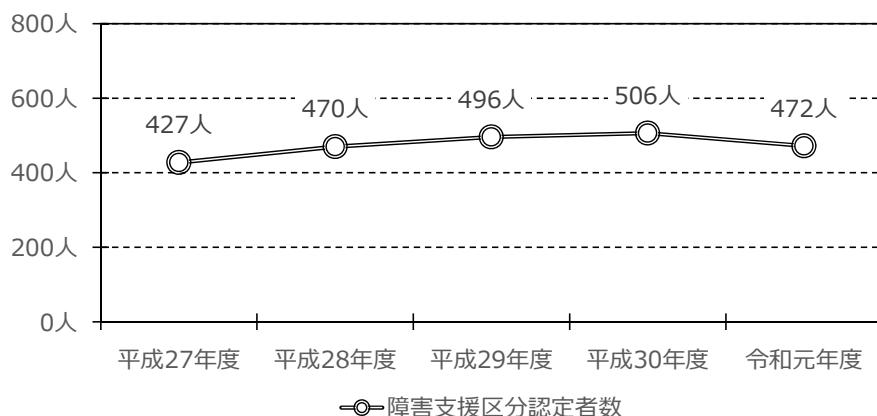
### 5) 自立支援医療費受給者数の推移



各年度3月31日現在、市統計資料より

自立支援医療費受給者の中では、「自立支援医療費（精神通院）」の受給者が多数を占め、受給者数も増加傾向となっています。令和元年度には1,214人と、平成27年度よりも138人増となっています。

## 6) 障害支援区分の認定状況



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
区分1	4人	2人	2人	0人	0人
区分2	26人	26人	10人	9人	4人
区分3	72人	81人	68人	73人	69人
区分4	107人	119人	143人	142人	128人
区分5	94人	102人	117人	126人	120人
区分6	124人	140人	156人	156人	151人
計	427人	470人	496人	506人	472人

各年度3月31日現在、市統計資料より

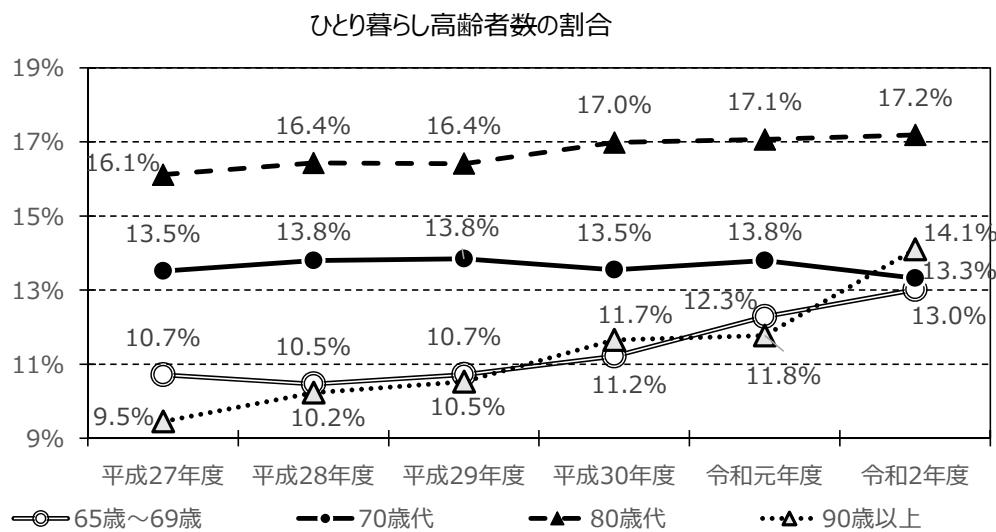
障害支援区分（障害程度区分）の認定者数は、障害の重度化や障害者の高齢化により、「区分1」、「区分2」、「区分3」はやや減少していますが、区分4～6は平成27年度に比べ、令和元年度には20人以上の増加となっています。

※障害支援区分の認定の有効期間は、3か月以上3年未満の範囲となっています。

## (7) 高齢者を取り巻く状況

### 1) 高齢者の各年代における人口及びひとり暮らし高齢者の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
65歳～69歳	人口	6,565人	7,140人	7,036人	6,785人	6,589人	6,171人
	ひとり暮らし高齢者	703人	747人	754人	761人	809人	803人
70歳代	人口	10,819人	10,118人	10,216人	10,385人	10,735人	11,080人
	ひとり暮らし高齢者	1,462人	1,396人	1,414人	1,407人	1,481人	1,476人
80歳代	人口	7,744人	8,069人	8,200人	8,326人	8,180人	8,121人
	ひとり暮らし高齢者	1,248人	1,326人	1,346人	1,414人	1,396人	1,396人
90歳以上	人口	1,629人	1,779人	1,881人	2,042人	2,132人	2,213人
	ひとり暮らし高齢者	154人	182人	198人	238人	251人	312人



各年度 7月 1日現在、高齢者実態調査より

高齢者各年代における人口及びひとり暮らし高齢者の推移についてみると、「65歳～69歳」人口は平成28年度をピークに減少傾向となっており、令和2年度は6,171人と、平成27年度から394人の減少となっています。

「70歳代」人口はやや増加し、「80歳代」は平成30年度以降やや減少しているものの、おむね横ばいの推移となっています。

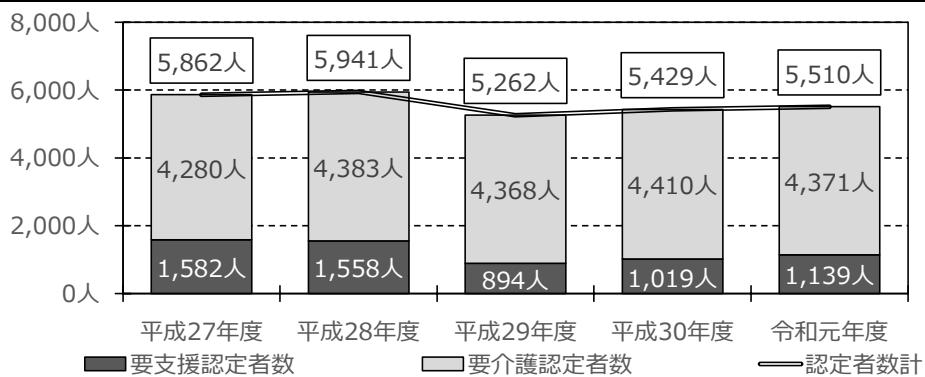
「90歳以上」人口については、増加傾向にあり、令和2年度は2,213人と、平成27年度から584人の増加となっています。

各年代とも、ひとり暮らし高齢者については、やや増加傾向となっています。

各年代に占めるひとり暮らし高齢者数の割合についてみると、「70歳代」は13%台でほぼ横ばいに推移していますが、他の年代は増加傾向にあり、特に「90歳以上」は割合が急に高まっており、令和2年度には14.1%となっています。

全体的には、「80歳代」でひとり暮らし高齢者の占める割合が高く、16～17%台で推移しています。

## 2) 要支援・要介護認定数の推移

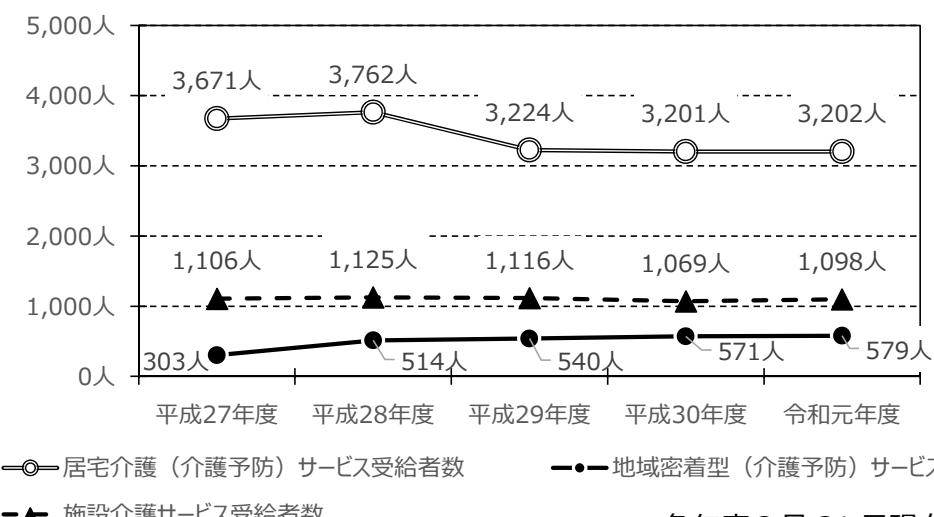


	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
要支援1	536人	551人	271人	328人	369人
要支援2	1,046人	1,007人	623人	691人	770人
要介護1	1,001人	1,009人	998人	954人	952人
要介護2	1,030人	1,081人	1,139人	1,142人	1,169人
要介護3	810人	807人	850人	887人	887人
要介護4	730人	766人	727人	753人	746人
要介護5	709人	720人	654人	674人	617人
計	5,862人	5,941人	5,262人	5,429人	5,510人

各年度3月31日現在、市統計資料より

要支援・要介護認定者数は平成29年度にかけて減少傾向にありました。以降は再び増加に転じ、令和元年度には5,510人となっています。「要介護認定者数」は増加しているものの、「要支援認定者数」は減少傾向となっています。

## 3) 介護保険サービスの利用状況



各年度3月31日現在、市統計資料より

介護保険サービスの中では、「居宅介護（介護予防）サービス受給者数」がもっと多くなっていますが、やや減少傾向にあり、令和元年度には3,202人となっています。一方、「地域密着型（介護予防）サービス受給者数」は数は少ないものの、増加傾向にあり、令和元年度には579人となっています。

## (8) 保健事業の状況

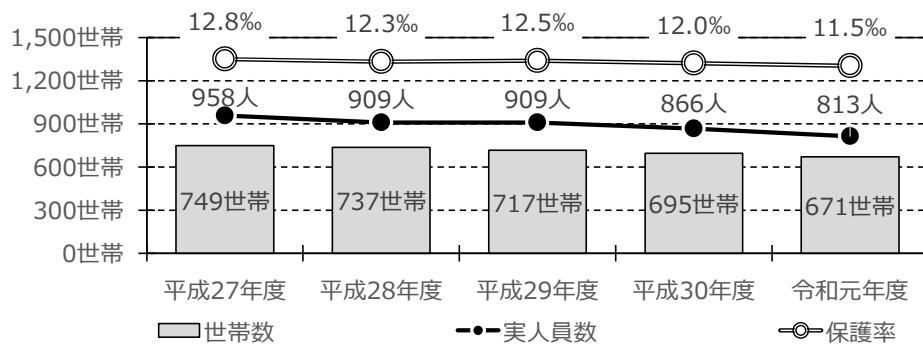
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
健康手帳	交付件数	1,815件	1,464件	1,478件	1,247件	1,327件
健康教育	回数	111回	122回	96回	84回	63回
	延べ参加人数	3,395人	4,905人	4,908人	3,902人	5,613人
健康相談	回数	127回	134回	102回	97回	127回
	延べ参加人数	210人	255人	260人	158人	242人
訪問指導	訪問件数	48件	35件	29件	13件	18件
がん検診等	延べ受診人数	17,311人	15,332人	15,280人	15,333人	14,420人
健康診査	延べ受診人数	5,711人	5,285人	5,858人	5,732人	5,661人
成人歯科検診	延べ受診人数			186人	161人	806人

各年度3月31日現在、市統計資料より

各種の保健事業の実施状況は上記の通りとなっています。

## (9) 多様な生活課題の状況

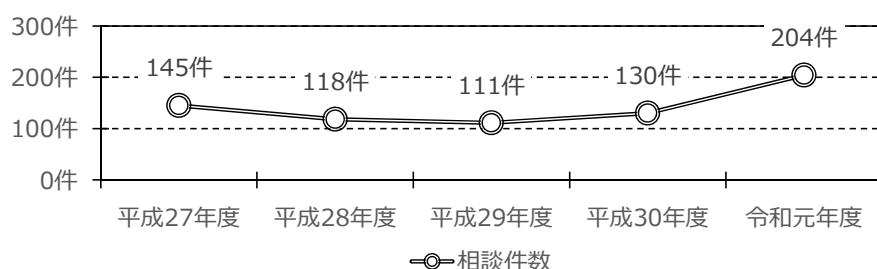
### 1) 生活保護の状況



各年度3月31日現在、市統計資料より

生活保護の「世帯数」は減少傾向にあり、平成30年度には700世帯を下回り、令和元年度には671世帯となっています。「実人員数」も減少し、令和元年度は813人、「保護率」も11.5%（パーセンタージ：1/1000を1とする単位）まで低下しています。

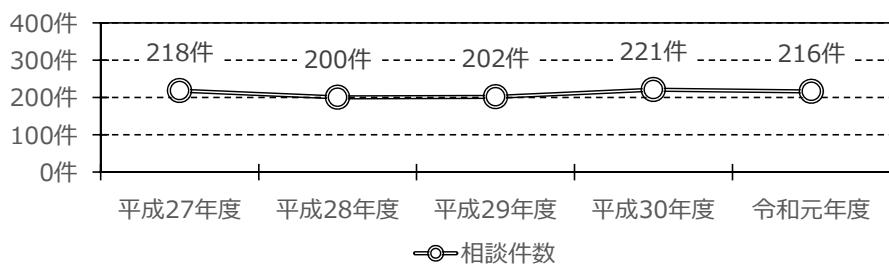
### 2) 自立相談支援事業の状況



各年度3月31日現在、市統計資料より

自立相談支援事業の「相談件数」は平成29年度にかけてやや減少していましたが、以降は再び増加に転じ、令和元年度は204件まで増加しています。

### 3) 家庭児童相談の状況

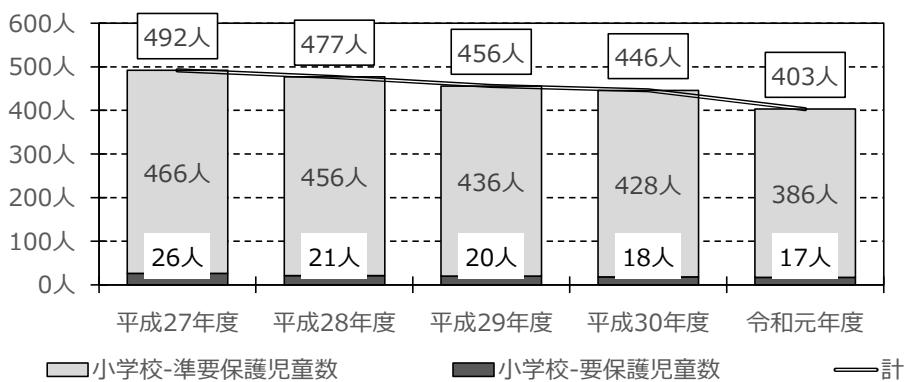


各年度3月31日現在、市統計資料より

家庭児童相談の「相談件数」は200件台でほぼ横ばいに推移しています。

### 4) 要保護・準要保護児童・生徒の状況

#### <小学校>

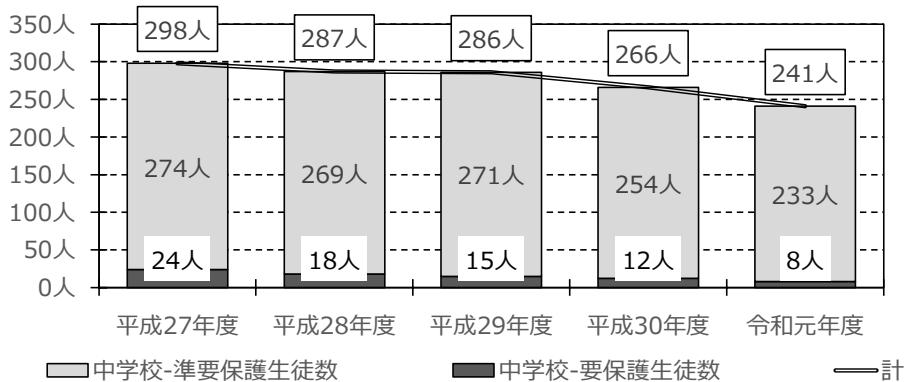


各年度3月31日現在、市統計資料より

要保護・準要保護児童数は減少傾向にあり、令和元年度には403人となっています。

内訳としては、準要保護児童が大半を占め、要保護児童は20人前後となっています。

#### <中学校>



各年度3月31日現在、市統計資料より

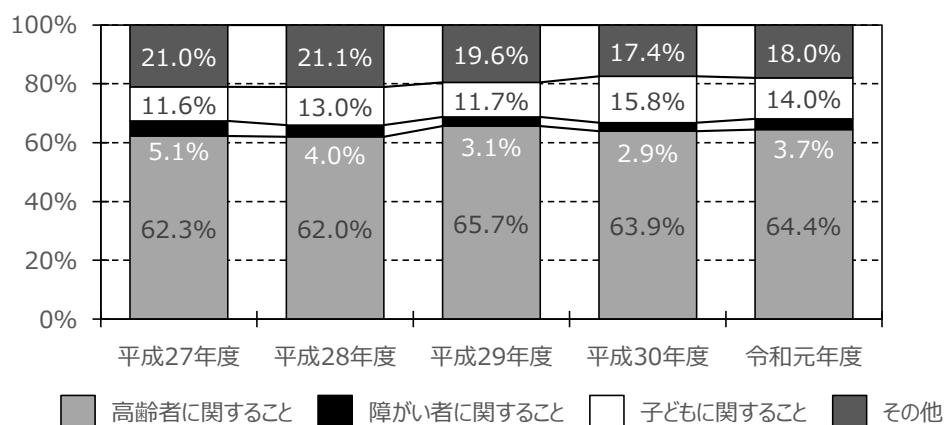
要保護・準要保護生徒数は減少傾向にあり、令和元年度には241人となっています。

内訳としては、準要保護生徒が大半を占めています。

## (10) 地域活動の担い手の状況

### 1) 民生委員・児童委員の状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
委員数	民生委員・児童委員	238人	239人	240人	239人	243人
	主任児童委員	35人	35人	34人	35人	35人
相談・支援件数	高齢者に関すること	5,361件	5,303件	5,991件	5,671件	5,129件
	障がい者に関すること	440件	343件	284件	258件	292件
	子どもに関すること	998件	1,110件	1,064件	1,404件	1,111件
	その他	1,808件	1,803件	1,786件	1,546件	1,429件
	計	8,607件	8,559件	9,125件	8,879件	7,961件



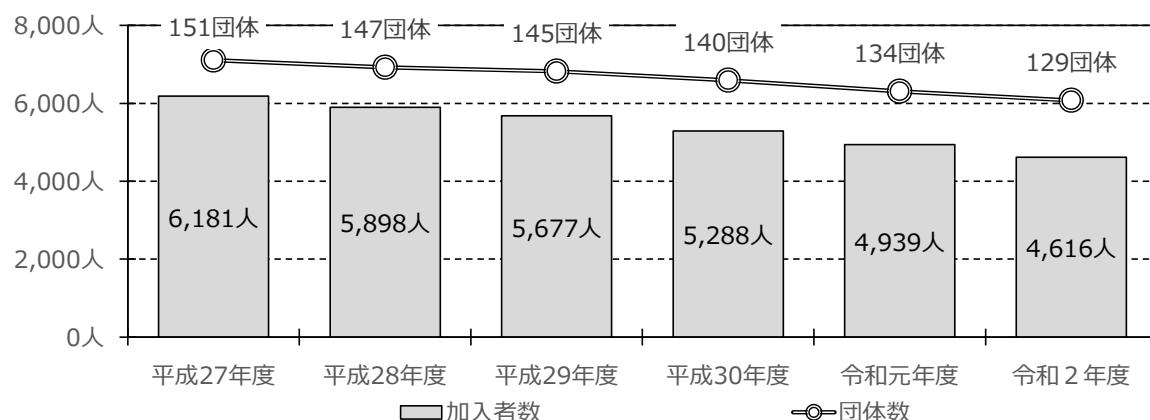
各年度 3月 31 日現在、市統計資料より

民生委員・児童委員は 240 人前後で、主任児童員は 35 人前後で一定数を維持しています。

相談・支援としては「高齢者に関すること」が 5 千件以上ともっと多く、全体の 6 割以上を占めています。

また、件数は高齢者に関することほどではないものの、「子どもに関すること」が増加傾向にあり、平成 27 年度の 998 件から、令和元年度には 1,111 件と、113 件の増加となっています。

## 2) 老人クラブ・高齢者クラブの状況



各年度 4月 1日現在、市統計資料より

老人クラブ・高齢者クラブ等への「加入者数」は減少傾向にあり、令和2年度には4,616人と、平成27年度に比べて1,565人の減少となっています。

「団体数」も減少しており、令和元年度には平成27年度から22団体減少し、129団体となっています。

## 3) シルバー人材センターの状況



各年度 3月 31日現在、市統計資料より

シルバー人材センターの「会員数」は平成28年度以降やや増加傾向にあり、令和元年度には611人となっています。

## 5 市民アンケート調査のポイント

### (1) 調査概要

#### <調査の目的>

「大館市地域福祉計画」策定に向けた基礎資料とするため、地域における課題を把握し、その解決に向けた取り組みを検討する参考となるように、福祉全般のことや施策ニーズについてアンケート調査を実施しました。

#### <調査の実施状況>

##### ①調査期間

令和元年 11月～12月

##### ②調査方法

郵送による配布・回収

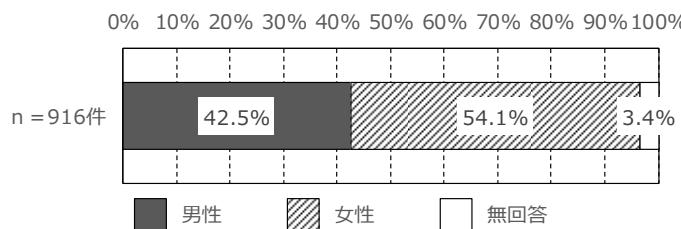
##### ③調査対象

市内在住の 20 歳以上の方 2,000 人

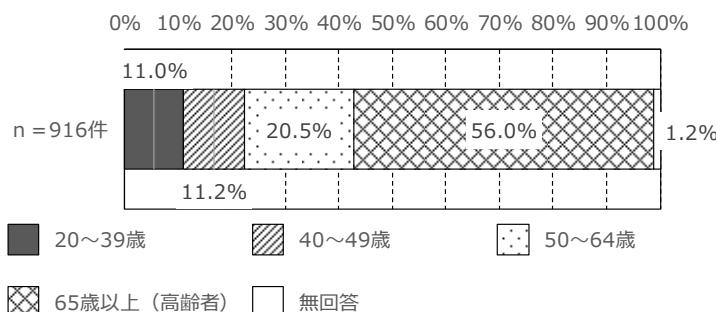
##### ④回収状況

発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
2,000 票	916 票	916 票	45.8%

#### <回答者の基本属性>



回答者の性別は、「男性」42.5%、「女性」54.1%と女性の割合がやや多くなっています。

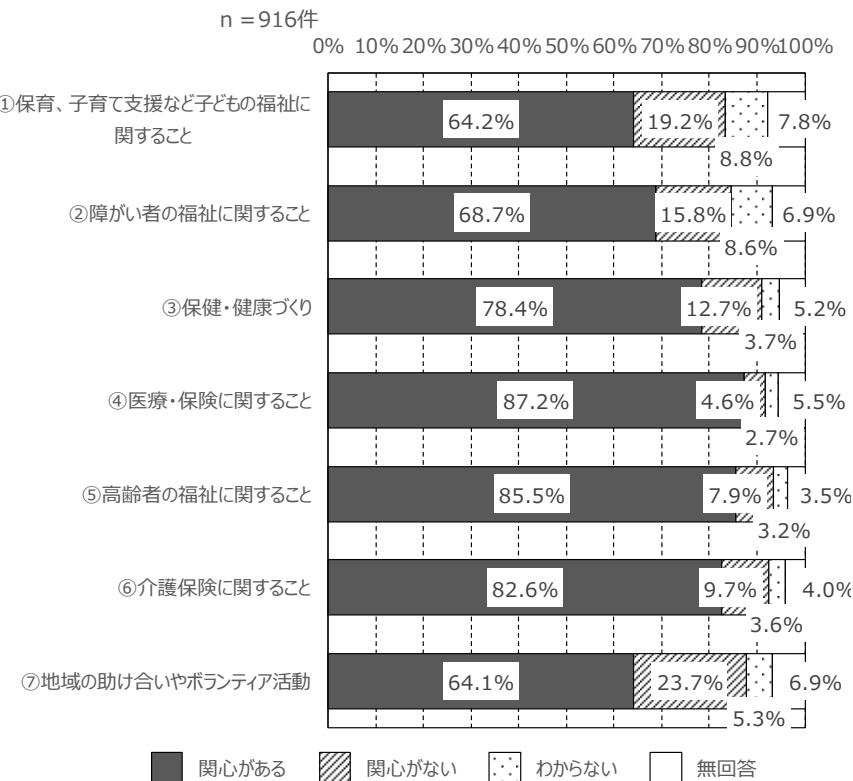


回答者の年齢は、「80 歳以上」(18.3%) が 2 割近くを占め、整理すると「65 歳以上の高齢者」が 56.0%と半数を超えていました。

## (2) 調査結果のポイント

### 1) 福祉分野別の関心度

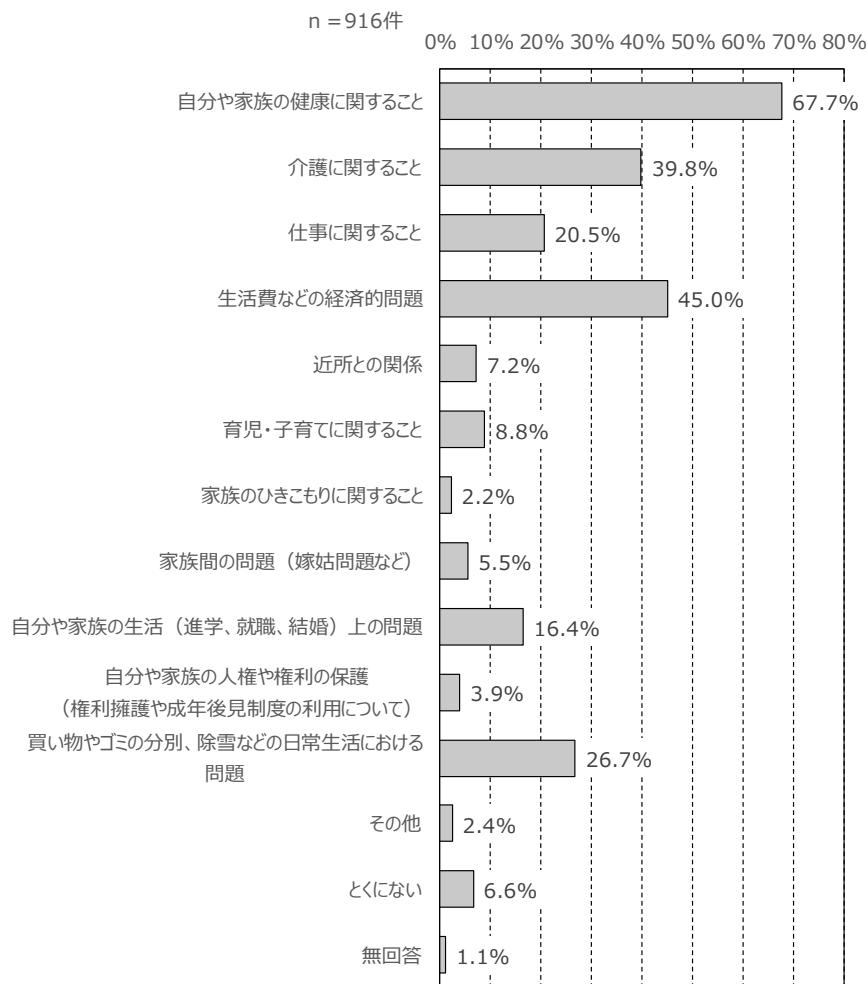
	n	非常に関心がある	少しあは関心がある	あまり関心がない	関心がない	わからない	無回答
①保育、子育て支援など子どもの福祉に関するこ	100.0%	27.8%	36.4%	14.7%	4.5%	8.8%	7.8%
	916件	255件	333件	135件	41件	81件	71件
②障がい者の福祉に関するこ	100.0%	25.7%	43.0%	12.9%	2.9%	8.6%	6.9%
	916件	235件	394件	118件	27件	79件	63件
③保健・健康づくり	100.0%	32.0%	46.4%	10.6%	2.1%	3.7%	5.2%
	916件	293件	425件	97件	19件	34件	48件
④医療・保険に関するこ	100.0%	52.5%	34.7%	3.8%	0.8%	2.7%	5.5%
	916件	481件	318件	35件	7件	25件	50件
⑤高齢者の福祉に関するこ	100.0%	50.9%	34.6%	5.9%	2.0%	3.2%	3.5%
	916件	466件	317件	54件	18件	29件	32件
⑥介護保険に関するこ	100.0%	51.1%	31.6%	7.6%	2.1%	3.6%	4.0%
	916件	468件	289件	70件	19件	33件	37件
⑦地域の助け合いやボランティア活動	100.0%	19.7%	44.4%	19.0%	4.7%	5.3%	6.9%
	916件	180件	407件	174件	43件	49件	63件



「非常に関心がある」と「少しあは関心がある」をあわせて「関心がある」、「あまり関心がない」と「関心がない」をあわせて「関心がない」として整理すると、④医療・保険に関するこ、⑤高齢者の福祉に関するこ、⑥介護保険に関するこは「関心がある」が8割を超えています。

一方、⑦地域の助け合いボランティア活動については「関心がない」が2割を超えています。

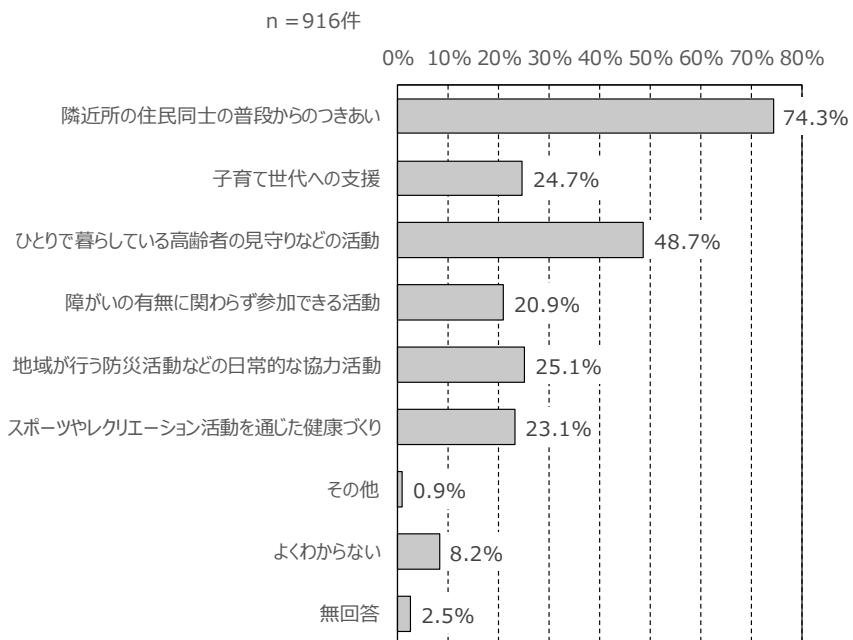
## 2) 毎日の暮らしにおける悩みや不安



毎日の暮らしの中で悩みや不安に感じていることとしては、67.7%が「自分や家族の健康に関すること」と回答しています。

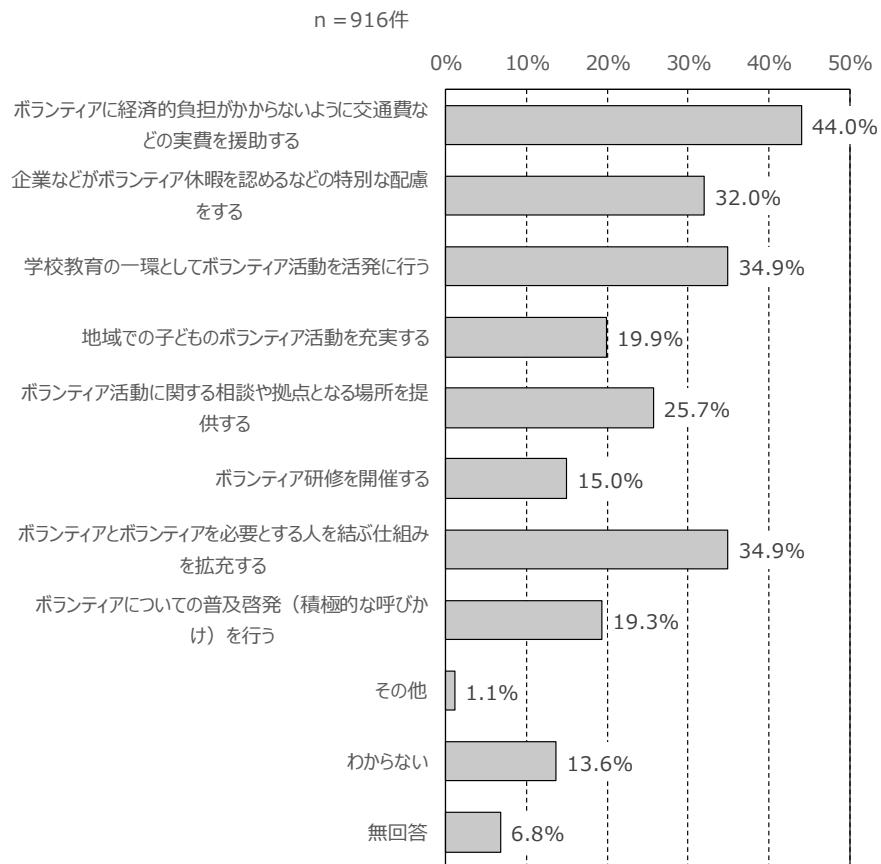
ついで「生活費などの経済的問題」(45.0%)、「介護に関すること」(39.8%)などに悩みや不安を抱えているという回答の割合が高くなっています。

### 3) 地域での支え合いにおいて大切なこと



地域の人々がお互いに支え合っていくうえで大切なこととしては、「隣近所の住民同士の普段からのつきあい」が74.3%と7割を超え、もっとも回答の割合が高く、ついで「ひとりで暮らしている高齢者の見守りなどの活動」が48.7%となっています。

## 4) ボランティア活動の推進において必要なこと

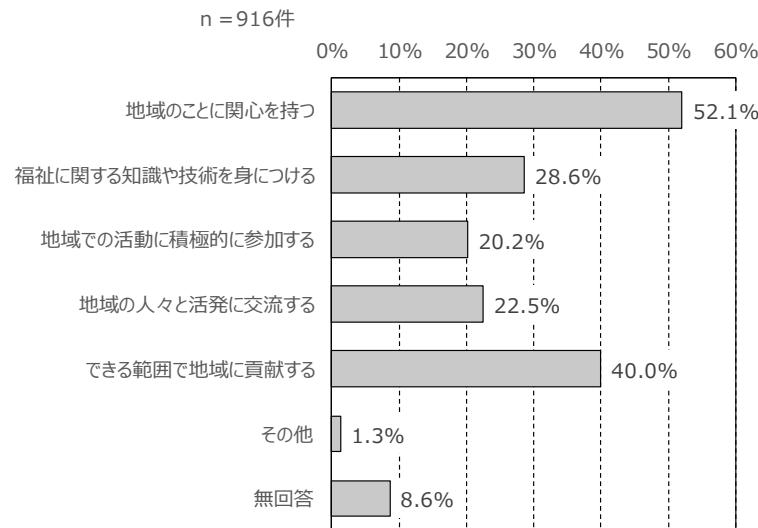


ボランティア活動の推進において必要なこととしては、「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を援助する」への回答が 44.0%でもっとも割合が高くなっています。

「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」(34.9%)、「ボランティアとボランティアを必要とする人を結ぶ仕組みを拡充する」(34.9%)、「企業などがボランティア休暇を認めるなどの特別な配慮をする」(32.0%) などへの回答も 3 割を超えています。

## 5) 自助・共助・公助のあり方について

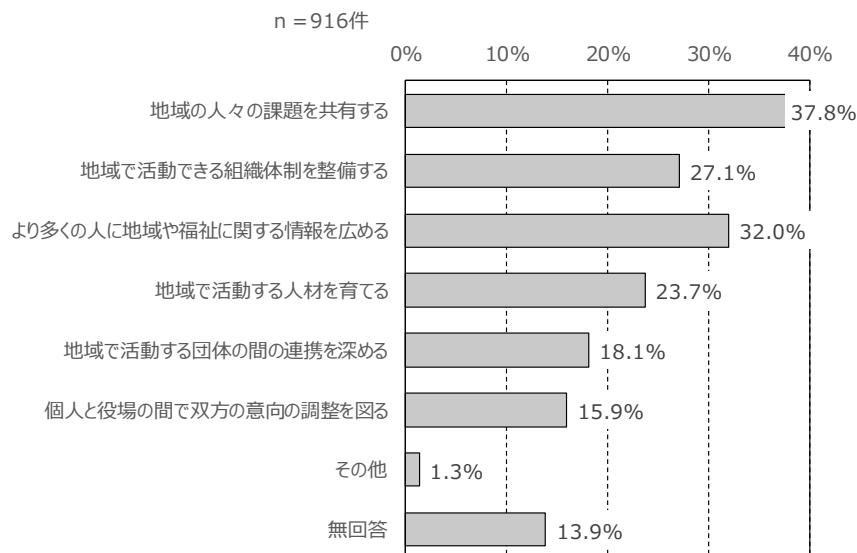
### ①自助において重要なこと



地域福祉の推進を図る上で、自助において重要なこととしては、「地域のことに関心を持つ」が52.1%ともっとも回答の割合が高く、ついで「できる範囲で地域に貢献する」が40.0%となっています。

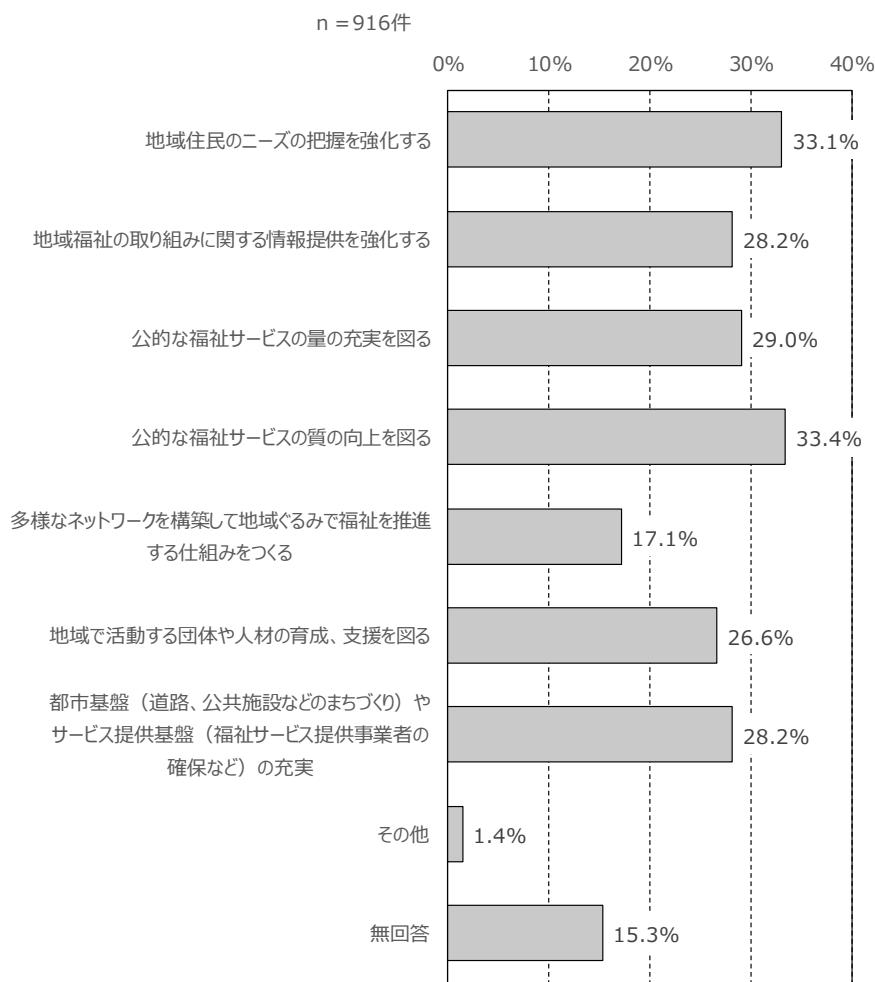
一方で、「福祉に関する知識や技術を身につける」(28.6%)、「地域での活動に積極的に参加する」(20.2%)、「地域の人々と活発に交流する」(22.5%)などの、一人ひとりの具体的な行動を伴う項目への回答は2割台にとどまっています。

### ②共助において重要なこと



地域福祉の推進を図る上で、共助において重要なこととしては、「地域の人々の課題を共有する」(37.8%)と「より多くの人に地域や福祉に関する情報を広める」(32.0%)への回答の割合がともに3割を超えて高くなっています。

### ③公助において重要なこと



地域福祉の推進を図る上で、公助において重要なこととしては、「公的な福祉サービスの質の向上を図る」が 33.4%、「地域住民のニーズの把握を強化する」が 33.1%となっています。その他に「公的な福祉サービスの量の充実を図る」（29.0%）、「地域福祉の取り組みに関する情報提供を強化する」（28.2%）、「都市基盤（道路、公共施設などのまちづくり）やサービス提供基盤（福祉サービス提供事業者の確保など）の充実」（28.2%）、「地域で活動する団体や人材の育成、支援を図る」（26.6%）などへの回答も 2 割を超えており、総合的な取り組みが求められています。

一方で、「多様なネットワークを構築して地域ぐるみで福祉を推進する仕組みをつくる」への回答は 17.1% にとどまっています。

## 6) 地域福祉推進にかかる取り組みの満足度と重要度

### ①満足度

	n	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答	平均
1) 情報提供体制の充実	100.0% 916件	1.2% 11件	13.0% 119件	46.4% 425件	16.8% 154件	4.6% 42件	18.0% 165件	2.87点
2) 相談・支援体制の充実	100.0% 916件	1.7% 16件	12.7% 116件	46.4% 425件	17.1% 157件	4.0% 37件	18.0% 165件	2.89点
3) サービスの質の向上	100.0% 916件	0.4% 4件	12.1% 111件	50.8% 465件	14.4% 132件	3.2% 29件	19.1% 175件	2.90点
4) 権利擁護の充実	100.0% 916件	0.5% 5件	8.0% 73件	58.4% 535件	10.4% 95件	2.3% 21件	20.4% 187件	2.93点
5) 福祉意識の向上	100.0% 916件	0.8% 7件	14.6% 134件	50.2% 460件	12.6% 115件	2.8% 26件	19.0% 174件	2.97点
6) 交流の場の拡充	100.0% 916件	0.8% 7件	8.7% 80件	50.1% 459件	16.6% 152件	3.9% 36件	19.9% 182件	2.82点
7) ボランティア・NPO活動の拡充	100.0% 916件	0.3% 3件	7.3% 67件	55.1% 505件	14.0% 128件	3.1% 28件	20.2% 185件	2.85点
8) 日常の支援	100.0% 916件	1.3% 12件	10.8% 99件	50.7% 464件	13.9% 127件	4.1% 38件	19.2% 176件	2.89点
9) 緊急時の支援	100.0% 916件	1.1% 10件	7.8% 71件	54.1% 496件	13.2% 121件	3.8% 35件	20.0% 183件	2.86点
10) 道路・公共施設等のバリアフリー化の推進	100.0% 916件	0.5% 5件	10.2% 93件	39.5% 362件	23.9% 219件	7.1% 65件	18.8% 172件	2.67点
11) 移動への支援	100.0% 916件	0.8% 7件	6.4% 59件	45.6% 418件	20.1% 184件	7.6% 70件	19.4% 178件	2.66点
12) 心身の健康の維持・増進	100.0% 916件	0.9% 8件	14.1% 129件	51.0% 467件	12.0% 110件	2.4% 22件	19.7% 180件	2.99点
13) 保健・医療の充実	100.0% 916件	2.5% 23件	15.6% 143件	39.3% 360件	17.7% 162件	6.4% 59件	18.4% 169件	2.88点
14) 就労への支援	100.0% 916件	0.3% 3件	7.1% 65件	50.1% 459件	15.0% 137件	6.6% 60件	21.0% 192件	2.74点
15) 社会的自立への支援	100.0% 916件	0.7% 6件	5.9% 54件	55.2% 506件	13.1% 120件	3.6% 33件	21.5% 197件	2.83点
16) 引きこもり者及び家族への支援・対策	100.0% 916件	0.2% 2件	2.9% 27件	56.2% 515件	14.8% 136件	5.1% 47件	20.6% 189件	2.73点

主な施策に対する満足度をみると、「満足」と「やや満足」をあわせた「満足」という評価が2割を超えるものではなく、満足度が高いものでも13) 保健・医療の充実の18.1%となっています。

おおむね「不満」という評価が「満足」という評価を上回り、10) 道路・公共施設等のバリアフリー化の推進、11) 移動への支援などでは「不満」という評価が3割前後と高くなっています。

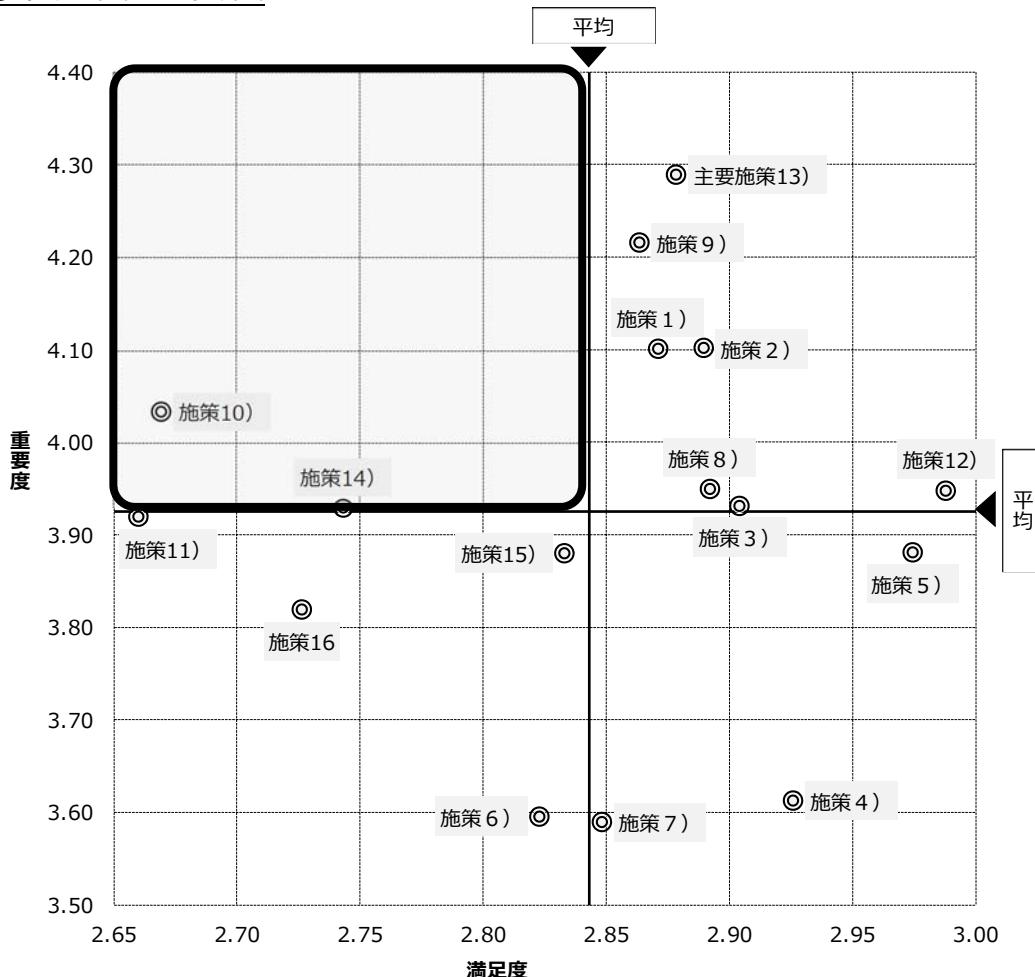
## ②重要度

	全体	重要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要ではない	重要ではない	無回答	平均
1) 情報提供体制の充実	100.0%	25.3%	38.2%	14.4%	1.3%	0.1%	20.6%	4.10点
	916件	232件	350件	132件	12件	1件	189件	
2) 相談・支援体制の充実	100.0%	25.9%	36.9%	16.6%	0.4%	0.1%	20.1%	4.10点
	916件	237件	338件	152件	4件	1件	184件	
3) サービスの質の向上	100.0%	21.7%	32.0%	24.3%	1.1%	0.2%	20.6%	3.93点
	916件	199件	293件	223件	10件	2件	189件	
4) 権利擁護の充実	100.0%	13.1%	25.1%	37.0%	2.7%	0.3%	21.7%	3.61点
	916件	120件	230件	339件	25件	3件	199件	
5) 福祉意識の向上	100.0%	18.8%	33.4%	25.1%	1.2%	0.2%	21.3%	3.88点
	916件	172件	306件	230件	11件	2件	195件	
6) 交流の場の拡充	100.0%	12.4%	27.2%	33.7%	4.4%	0.5%	21.7%	3.60点
	916件	114件	249件	309件	40件	5件	199件	
7) ボランティア・N P O活動の拡充	100.0%	12.0%	27.5%	35.0%	3.7%	0.7%	21.1%	3.59点
	916件	110件	252件	321件	34件	6件	193件	
8) 日常の支援	100.0%	23.8%	29.6%	24.3%	1.4%	0.2%	20.6%	3.95点
	916件	218件	271件	223件	13件	2件	189件	
9) 緊急時の支援	100.0%	36.0%	25.2%	16.9%	0.9%	0.1%	20.9%	4.22点
	916件	330件	231件	155件	8件	1件	191件	
10) 道路・公共施設等のバリアフリー化の推進	100.0%	25.4%	33.8%	19.0%	1.5%	0.2%	20.0%	4.03点
	916件	233件	310件	174件	14件	2件	183件	
11) 移動への支援	100.0%	23.5%	28.9%	24.5%	2.1%	0.4%	20.6%	3.92点
	916件	215件	265件	224件	19件	4件	189件	
12) 心身の健康の維持・増進	100.0%	22.4%	32.0%	23.4%	1.1%	0.3%	20.9%	3.95点
	916件	205件	293件	214件	10件	3件	191件	
13) 保健・医療の充実	100.0%	39.5%	25.5%	13.9%	1.1%	0.1%	19.9%	4.29点
	916件	362件	234件	127件	10件	1件	182件	
14) 就労への支援	100.0%	24.1%	28.1%	25.0%	1.9%	0.3%	20.6%	3.93点
	916件	221件	257件	229件	17件	3件	189件	
15) 社会的自立への支援	100.0%	21.9%	28.4%	26.6%	1.7%	0.4%	20.9%	3.88点
	916件	201件	260件	244件	16件	4件	191件	
16) 引きこもり者及び家族への支援・対策	100.0%	20.5%	28.2%	28.1%	2.0%	1.0%	20.3%	3.82点
	916件	188件	258件	257件	18件	9件	186件	

主な施策に対する重要度をみると、「あまり重要ではない」と「重要ではない」をあわせた「重要ではない」という評価はほとんどなく、いずれの施策も「重要」と「やや重要」をあわせた「重要」という評価の方が高くなっています。

おおむね「重要」という評価が半数を超えていましたが、4) 権利擁護の充実（38.2%）、6) 交流の場の拡充（39.6%）、7) ボランティア・N P O活動の拡充（39.5%）では4割を下回っています。

### ③満足度と重要度



○満足度と重要度について、各回答を上記のように得点化し、横軸に満足度の平均得点、縦軸に重要度の平均得点を使用して、主要施策ごとの満足度と重要度の関係を整理したものが上記のプロット図です。

地域福祉に関する主な施策について満足度と重要度の関係を整理すると、満足度と重要度ともに全体の平均に比べて、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い施策は、以下の3項目となっています。

- 10) 道路・公共施設等のバリアフリー化の推進
- 11) 移動への支援
- 14) 就労への支援

これらは重要と思われているにもかかわらず、十分な満足が得られていない施策であり、優先的に取り組むべき課題領域であると考えられます。

また、6) 交流の場の拡充、15) 社会的自立への支援、16) ひきこもり者及び家族への支援・対策については、重要度は高くはないものの、満足度が低いため、満足度向上に向けた取り組みが必要と思われます。

## 6 本市の福祉に関する主な取り組み

### (1) 地域福祉の推進に関する取り組み

項目	施策・事業名	事業概要
地域福祉意識の醸成、情報提供	広報おおだての発行	広報おおだてを全世帯に配布し、市の各施策・事業の周知に努めています。
	ホームページによる周知	インターネット上にウェブサイトを開設し、市の情報を全国に配信しています。
	コミュニティFMを利用した各施策・事業の周知	コミュニティFMへ番組を提供し、市の各施策・事業の周知に努めています。
地域で支え合う体制・活動の充実	町内会館等コミュニティ施設設置費補助	町内会等が集会施設の新築または増改築をする際に、市が事業費の一部を補助します。
	地域づくりの取り組みの支援 ・地域づくり協働推進支援事業 (地域応援プラン) ・地域応援アシスタンスツップ事業	市民が自ら取り組む地域活性化や地域課題の解決に向けた地域づくりの取り組みを支援する事業です。計画づくり、計画に基づく活動を経済的側面から支援するとともに、取り組みに対する助言を行っています。
	まちづくり団体事業費補助金の交付	市民団体が自主的に行う活力と魅力あるまちづくり活動及び地域コミュニティの基盤となる町内会等の活動に必要な備品の購入経費を支援する事業です。令和2年度からは町内会等の備品購入経費支援も行っています。
	地域支え合い活動支援機械貸付 (草刈機・除雪機の貸付け)	地域住民等で組織する団体が、高齢者世帯及び障害者世帯の除雪や草刈りを行う場合に、市が所有する草刈機や除雪機を貸付け、地域の支え合い活動を支援します。
生活困窮者への自立支援	大館市自立相談支援事業	生活困窮者が抱える多様で複合的な相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、就労支援等を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。
	固定資産税の生活保護減免	貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産税を減免しています。
	市民税の生活保護減免	貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の市民税を減免しています。
	国民健康保険税の生活保護減免	貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の国民健康保険税を減免しています。
	軽自動車税（種別割）の公益減免	公益社団法人、公益財団法人または社会福祉法人が所有し、公益の事業に使用する軽自動車税を全額免除しています。
	公営住宅等整備事業 ストック総合改善事業	公営住宅とは、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するものです 国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる公営住宅を整備します。

## (2) 健康づくりの推進に関する取り組み

項目	施策・事業名	事業概要
健康意識の高揚	健康ポイント事業	健康づくりに関する関心を高め、生活習慣の改善、健診受診等への動機づけと定着を図ります。
健康づくりの環境の整備	健康診査と保健活動の充実	第2次健康おおだて21（平成26年3月策定）に基づいて、市民や関係機関と一緒に市民の健康づくりを総合的に推進しています。
	妊娠婦健康診査及び精密検査、妊娠婦歯科健診、母乳育児相談、新生児聴覚検査費用助成	妊娠婦健診22回（産後1か月・母乳育児・精密検査を含む）、多胎妊娠の場合6回追加、妊娠歯科健診1回、新生児聴覚検査1回の費用助成をしています。
	人間ドック・脳ドックへの補助	疾病的早期発見・早期治療に資するため、各ドックに補助金を支給し健康増進を図ります。
	がん患者医療用補正具助成事業	がん治療の影響により、ウイッグ及び乳房補正具を使用するがん患者に対して、購入費用の一部を助成することにより、がん治療と就労や社会参画の両立、購入に伴う経済的負担の軽減を図ります。
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	後期高齢者の健康の増進及び健康寿命の延伸を図るために、（1）高齢者に対する個別支援、（2）通いの場等への積極的な関与を中心として取り組んでいます。
健康づくりの環境の整備	水中運動教室	初心者を対象に、花岡総合スポーツ公園多目的プールで水の抵抗を利用した水中運動教室を行うことで、筋力の向上や脂肪燃焼することで、体力づくりや運動不足の解消を図ります。
こころの健康づくりの推進	こころの健康づくり・自殺予防	こころの不安や悩みに対し、専門の相談員による助言や情報提供を行い、相談者の悩みの解消と自殺防止につなげます。 市民向けの講演会を開催することで、自殺や精神疾患についての正しい知識の普及を図り、地域住民の自殺予防とこころの健康に関する意識を高めます。
感染症予防の推進	感染症対策	予防接種の勧奨や感染症予防の啓発等により、感染症の発症・拡大防止を図ります。また、定期予防接種の新規の追加となった場合は、円滑な導入を図ります。
食育の推進	食育推進計画に基づいた施策	心身の健康増進と豊かな人間形成において「食」が重要であることを認識し、望ましい食生活を実践するとともに自然や郷土の恵みに感謝し、「食」を楽しむことで、「市民が健康でいきいきと暮らすまち」を目指します。

### (3) 子どもと子育て家庭に対する支援の取り組み

項目	施策・事業名	事業概要
子育て相談体制の充実	家庭教育講座	市内幼稚園・保育園・小中学校を対象に「子育て講座（40講座）」を開催しています。また、おしゃべり広場「ひだまり（12回）」は子育てサポーターと連携し、子育て中の親を対象に育児の悩みや不安の解消を図っています。
	家庭児童相談	児童の健全な育成を図るために、子どもを養育していく上での様々な悩み等について、保護者や児童からの相談に応じています。
	産前・産後ママサポート事業	妊娠・出産・子育てに悩みを抱える妊産婦が孤立感を軽減し、安心して子どもを産み育てられるようにサポートします。
	満5歳すてっぷ相談	就学を見据えて、発達状況を確認するため、満5歳の児童の個別検査や小集団活動の観察を行います。 保護者向けには子育てに関する講話や個別相談を行っています。
	母子生活支援施設入所相談	母子家庭で、子どもの養育に不安のあるかたの母子生活支援施設への入所相談を行っています。
	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を地区の主任児童委員や民生委員、保健師が訪問し、家庭と地域をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児のいる家庭の孤立を防ぎ、健全な育児環境の確保を図ります。
	巡回支援専門員による巡回支援	発達障害についての専門的な知識を持つ専門員が、保育園やこども園等を巡回訪問し、保育担当者や保護者に対し助言等の支援を行っています。
多様な保育サービスの提供	養育支援訪問事業 産前産後の家事支援	養育支援が特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談や家事に関する支援を行います。
	多様な保育サービスの提供	延長保育、病児・病後児、一時預かり、休日保育、子育て短期支援事業による子育て支援の充実を図っています。
	利用者支援事業	子育てを支える様々な支援事業の利用に向けて、専門の職員が情報提供や関係機関との連絡調整の支援を行っています。また、子育て世代包括支援センター（さんまるる）では、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応しています。
	子育て世代包括支援センター事業 (利用者支援事業 母子保健型)	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない、きめ細やかな支援を提供し、子育て世代の安心感の醸成を図ります。
	地域子育て支援事業	就園前児童やその保護者の交流の場を提供しています。
	ファミリー・サポート・センター事業	子育てを手伝って欲しい人（利用会員）と子育てのお手伝いができる人（協力会員）が会員となり、助け合いながら援助活動を行っています。
	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育てに関連する取り組みについて、ニーズ調査を行い、計画の策定・見直しを行いました。

項目	施策・事業名	事業概要
保育、子育て環境の充実	保育園の運営	公立保育園の運営、指定管理保育施設の委託、私立の保育施設へ施設型給付費の支給を行っています。
	認定保育施設助成事業	市の認定保育施設に対し、運営費の助成を行います。
	保育施設の維持管理	公立園の建物修繕や設備整備等の維持管理を行っています。 また、認定こども園などの施設整備への補助も行っています。
	働くパパママ応援企業啓発事業	仕事と子育てを両立することができるような環境整備等に積極的な企業や団体等を認定する事業です。これにより、更に事業所が仕事と育児・家庭の両立支援に関して積極的に推進するきっかけを作ることを目的としています。
	育児休業支援助成事業	保護者が育児休業を取得しやすい環境を整備するため、支給要件に該当する事業所へ給付金を支給します。
	不妊治療費等助成事業	総合的な少子化対策の一環として、不妊治療等を受けている夫婦の経済的な負担の軽減及び少子化対策の推進を図ります。
子どもたちの学習環境や居場所の確保	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブを開設、運営し、保護者の就労等による留守家庭児童等の保護育成に努めるとともに、児童の心身の健康に努めています。 また、学校施設を利用し、地域の方々の参画の下、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域との交流等の取り組みを行っています。
	放課後子ども教室	学校施設を利用し、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域との交流等の活動を行っています。
	土曜教室	すべての子どもたちの土曜日の教育活動の充実のため、地域の多様な経験や技術を持つ人材や企業等の豊かな社会資源を利用し、外遊びや季節や各月のイベントに合わせた活動を行っています。また、地区の図書館と連携した取り組み（読書感想画作成）や出前講座を利用した行事の開催等を行っています。
	教育支援員配置事業	市立小・中学校に在籍する支援が必要な児童生徒に対し、学校生活のサポート、学習の支援を行うために教育支援員を配置しています。
	ふるさとキャリア教育推進事業	地域や企業等との連携に基づく体験活動や生産活動、職場体験等を通して、ふるさとに根差したキャリア教育を推進し、基礎的・汎用的能力を育成していきます。
個別のケアを必要とする子育て世帯への支援	要保護児童対策	関係機関と連携し、要保護児童等の適切な保護や支援を行っています。
	子ども未来応援計画	子どもの貧困対策に関わる取り組みについて、計画の策定・見直しを行います。
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等で、一時的に日常生活を営むのに支障が生じている家庭に家庭生活支援員を派遣し、家事、介護、保育等の支援を行っています。
	ひとり親家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が経済的な自立に有効な資格の取得や能力開発のための給付金を支給します。
	母子父子寡婦福祉資金の貸付相談	母子家庭、父子家庭、寡婦に対して福祉資金の貸付相談を行っています。

項目	施策・事業名	事業概要
子育て、教育に関する経済的負担の軽減	出産祝い地域限定商品券贈呈事業	お子さんが生まれた世帯へ地域限定商品券を贈呈しています。
	在宅子育て支援給付事業	支給要件に該当するお子さんを在宅で子育てした場合に給付金を支給しています。
	すこやか子育て支援事業	保育施設に入所している児童の保育料・給食費の助成を行っています。
	認定保育施設設利用支援事業	認定保育施設に入所している児童の保育料の助成を行います。
	子育てファミリー支援事業	第3子以降が生まれた世帯へ、一時預かり・病児保育などの利用料を助成します。
	就学援助制度	経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して給食費、学用品費などの一部を助成しています。
	特別支援教育就学奨励費補助金	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の所得状況に応じ、就学に必要な経費を支給しています。
	児童手当	0～中学校卒業までの子を持つ親を対象に手当を支給しています。
	児童扶養手当	ひとり親家庭や親に障害がある家庭を対象に手当を支給しています。
	特別児童扶養手当	障害のある子を持つ親を対象に手当を支給しています。
子どもにかかる医療費等の経済的負担の軽減	助産施設への入所	経済的な理由で入院して出産することができないかたを支援します。 入院費用、出産費用を助成する事業です。
	乳幼児および小・中学生の医療費の助成	乳幼児（未就学児）及び小中学生（中学校修了年度の3月31日までの間にある児童。0歳、1歳、2歳は所得制限がありません。満3歳以降は所得制限があります。）の医療費を助成しています。
	母子・父子家庭児童医療費の助成	ひとり親家庭の児童（市で定める18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）の医療費を助成しています。（所得制限はなし。）

## (4) 障害のある人たちの生活支援に関する取り組み

項目	施策・事業名	事業概要
障害者支援に関するサービスの充実	自立支援給付及び障害児通所支援	介護給付、訓練等給付、自立支援医療費、障害児通所給付等の適切なサービスの提供と支援を行います。
	地域生活支援事業	自立した日常生活や社会参加に必要なサービスの提供を行います。
	重度心身障害者（児）移送支援	在宅の重度の障害者（児）への移送（タクシー券・ガソリン券）に関する支援を行います。
	生活支援制度	ヘルプマーク・ヘルプカード、有料道路障害者割引、N H K 受信料免除等、地域社会で生活するために必要な支援を行います。
障害者の生活向上に向けた環境の整備	障害者手帳申請進達業務	各障害者手帳の申請受付をし県への進達し、該当者への障害者手帳の交付を行います。
	障害者虐待防止法、障害者差別解消法、成年後見制度に伴う相談業務	障害者等からの相談を受けマニュアルに従い支援を行います。
	障害者雇用の促進	障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる「共生社会」の実現のため、障害者の雇用促進を図っています。
障害者の経済的負担の軽減	特別障害者扶助	在宅の重度の障害者（児）のいる家庭において、経済的負担の軽減を図るための手当を支給します。
	心身障害者（児）医療費の助成	療育手帳（A）所有者又は身体障害者手帳（1～3級）所持者の医療費を助成します。社会保険の本人の方は所得制限があります。
	軽自動車税（種別割）の身障者減免	要綱に定められた程度の障害を有する身体障害者等が所有し、身体障害者等本人または家族・常時介護者が運転する軽自動車の税を全額免除しています。
	軽自動車税（種別割）の構造减免	身体障害者等のために構造を改造した軽自動車の税を全額免除しています。

## (5) 高齢者の生活支援に関する取り組み

項目	施策・事業名	事業概要
高齢者の健康・生きがいづくりの推進	生きがい健康づくり支援事業	閉じこもりを予防し、生きがいのある生活を営むことで、社会的孤立及び要介護状態となることを予防するために、在宅の高齢者に対し、地域公民館等を利用して、通所により「教養講座」「軽運動教室」「レクリエーション」等各種サービスを提供しています。
	老人クラブ	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会を構築するため、国の高齢者地域福祉推進事業に基づき、単位老人クラブや老人クラブ連合会が行う社会奉仕活動、スポーツ活動、教養講座、健康づくり事業などの活動を支援します。
	シニアいきいきポイント事業	高齢者のボランティア活動を通じた社会参加・介護予防を促進し、元気な高齢者が暮らす地域社会をつくります。活動に応じてポイントを付与し、貯まったポイントと地域限定商品券と交換します。
	金婚式	金婚を迎えたご夫婦に対する、長年のご苦労を慰労します。（平成18年から会費制）
	長寿祝金	百歳を迎えた方へ長寿を祝福して顕彰とともに、10年以上市に引き続き住所を有する方で、在宅で百歳を迎えた方には20万円、その他で百歳を迎えた方には、3万円分の地域限定商品券を贈呈します。
	敬老会	市内各地区公民館等を会場に、婦人会や町内会の協力を得て敬老会を実施しています。対象は4月1日現在、満77歳以上の方です。
高齢者の日常生活の支援の推進	生活支援体制整備事業	高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、生活支援コーディネーター（支え合い推進員）と住民主体の協議体（支え合い推進会議）を設置し、地域の支え合いの仕組みづくりを支援していきます。
	地域ふれあい除雪支援事業	冬期間、除雪困難な高齢者世帯などを地域住民が支援することにより、地域の支え合いが助長されるとともに、高齢者の安心した在宅生活を支援します。
	高齢者等雪下ろし支援事業	冬期間における安全確保と積雪による家屋の倒壊等の事故を未然に防止し、自立した生活の継続と、不安の解消を図るため、雪下ろしに要する費用の一部を助成します。
	高齢者バス券交付事業	定期的な通院のためバスを利用し、片道料金が400円以上の場合、市民税非課税世帯に属する方に対し、年間5,000円分の回数券を交付します。
	大館市高齢者等定額フリーパス券	高齢者及び障害者の福祉の向上を図るために、65歳以上もしくは障害者手帳を持つ市民に対し、市内を運行する路線バスが乗り放題になる定期券の購入費用の補助を行います。（原則として年度内2回まで）
	移送サービス事業（移送費扶助）	市民税非課税世帯に属する65歳以上の在宅高齢者で、一般的の交通機関を利用する事が困難な要介護4・5の認定を受けた方または常時車椅子使用者が、福祉制度等を利用するため福祉タクシーを使用する場合、その費用の一部を扶助することにより経済的負担の軽減を図ります。

項目	施策・事業名	事業概要
高齢者の安全・安心の確保	高齢者在宅実態調査訪問	民生委員と連携し、65歳以上の高齢者が在宅する世帯を訪問し、世帯構成、高齢者の健康度、国の基準に基づく認知度を聞き取り訪問するとともに、よりきめ細かい所在確認調査を進めます。
	友愛訪問活動強化事業	地域の生活単位で組織されている老人クラブの会員が、身近な友人・隣人として、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯を訪問し、安否の確認や話し相手となる友愛訪問活動を支援し、地域の情報提供や、閉じこもり防止に繋がる見守り体制の強化を図ります。
	大館市見守り隊	日常的に各家庭を訪れ、市民に密着した仕事に従事している民間事業所などと協力し、日常と異なる不審な点に気づいた際に、迅速に消防、警察、行政に情報を寄せてもらい、適切な対応がとれる体制を整備しています。協力事業所の拡充を図るとともに、定例の連絡会を開催し見守り体制を強化します。
	救急医療情報キット配付	一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などの緊急連絡先やかかりつけ医、血液型などの情報をまとめて保管する救急医療情報キットを無償で配付します。キット内に保管する情報は、社会福祉協議会が作成している「ふれあいカード」を活用しています。 今後も社会福祉協議会、民生委員、福祉員等と連携してその対応に努めます。
	軽度生活援助事業	概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯に対して、外出時の援助や食事、食材の確保、家周りの手入れ、暖房器具への給油等、日常生活上の援助を行います。
	地域自立生活支援事業 (高齢者等配食サービス事業)	一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯で、心身の障害や諸病等の理由により調理が困難な方を対象に、栄養バランスの取れた食事の配達と安否確認を行います。
	緊急通報装置貸与事業	一人暮らしの老人等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために、緊急通報装置を貸与し、消防署、老人福祉施設医療機関、協力員等による連絡体制を確立します。
	ふれあい安心電話推進システム事業	ふれあい安心電話端末機の保守管理、利用者からの相談やふれあいコール等、安否確認や福祉サービスを提供します。

項目	施策・事業名	事業概要
認知症対策の推進	認知症予防介護教室開催事業	認知症に対する基礎知識や認知症の予防についての講話や軽体操等の実技を取り入れた教室を地域の公民館や会館を会場に開催します。
	認知症講演会	認知症についての正しい知識と理解の普及啓発を図り、認知症高齢者が地域において、安心・安全に生活できるよう、早期発見可能な仕組みづくりや見守り支える環境づくりを進めることを目的として、講演会を開催しています。
	認知症カフェ	認知症の本人及び家族、関係機関が気軽に集える場として、また一般市民が認知症の事や対応について正しい知識を得る場として、月1回認知症カフェを開催しています。
	認知症あんしんサポート事業所認定事業	認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の人及びその家族を温かく見守る事業所、施設等を、「認知症あんしんサポート事業所」として認定し、その取り組みを広く周知しています。
	認知症センター等養成事業	認知症キャラバンメイトによる認知症センター養成講座の開催を支援します。
	徘徊高齢者等見守りシール交付事業	認知症により徘徊行動がみられる高齢者等を安全に保護するためのシステムの利用により本人及びその家族の精神的負担の軽減を図ります。
	はちくんパトロール隊事業	認知症高齢者の道迷いや行方不明事案の増加に対応するため、地域全体が気軽に参加できる見守り活動として、市内在住の愛犬家が、地域の見守り隊として登録し、日常の散歩の時間を地域の見守りを意識した活動を展開しています。

項目	施策・事業名	事業概要
介護予防・介護サービスの推進	地域包括支援センター運営事業	地域の高齢者やその家族に対し、総合的な相談に応じ、包括的かつ継続的なサービスを総合的に受けられるよう、適切なケアマネジメント体制を構築し必要な援助を行っています。
	(一般介護予防事業) 介護予防・通いの場づくり支援事業	地域住民が主体となり、介護予防を目的とした活動について、運営経費及び立ち上げ経費等に補助金を交付することで、地域の介護予防拠点づくりを支援します。
	(一般介護予防事業) 地域共生の居場所（地域の茶の間）支援事業	子どもから高齢者、障害者等だれもが気軽に集まり交流できる場の設置を支援し、それを拠点とした多世代交流及び地域の助け合い意識の醸成を促進することで、安心・安全な生活を送ることができるよう、住民同士の支え合う地域づくりを推進します。
	訪問理美容サービス事業	寝たきり等で理髪店や美容院に出向くことが困難な高齢者に、居宅で理美容サービスが受けられるよう、利用券を交付します。
	生活管理指導事業	基本的生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しない等社会適応困難な高齢者に対して、訪問または短期間の宿泊により日常生活に関する指導支援を行います。 ・生活管理指導員派遣事業 ・生活管理指導短期宿泊事業
	介護保険事業	介護保険制度は、介護を必要とする状態になつても、自立した生活ができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。制度が円滑に推進されるように、介護保険事業計画に基づいてサービス提供や基盤整備に努めています。
	家族介護教室事業	現に高齢者を介護している家族や近隣の援助者等に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等について知識、技術を習得させるための教室を開催します。
	介護用品支給事業	要介護4・5の認定を受け、市民税非課税世帯に属する65歳以上の在宅高齢者を主に介護している方を対象に、月額5,000円の介護用品（紙おむつ等、介護に必要とされる物品）券を交付します。
	住宅改修支援事業	介護保険法に基づく住宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給対象となる住宅改修費について、介護支援専門員などが支給の申請に係る必要な理由が分かる書類を作成した場合、作成者に手数料を支払い、住宅改修の利用と促進を図ります。
	車いす貸与事業	一時的に車いすが必要となった方に対し、その日常生活の介護に役立てるため、車いすを貸与します。

項目	施策・事業名	事業概要
施設サービスの確保	老人福祉事業	管外養護老人ホーム入所者のための措置費を給付します。
	養護老人ホーム成章園の設置	大館市社会福祉事業団を指定管理者として、施設の管理運営を行わせることにより、環境上の理由及び経済的理由により、在宅での生活が困難な方を入所させて養護します。
	ケアハウスほうとうの設置	大館市社会福祉事業団を指定管理者として、施設の管理運営を行わせることにより、地域の実情に応じ、高齢者が要介護状態となることを予防する事業、健康増進事業、介護予防関係知識とその方法の普及を図ります。
高齢者の経済的負担の軽減	はり・きゅう・マッサージ施術費助成	大館市内に居住し、満65歳以上の方を対象に、施術1回につき1,000円を助成します。1年間、1人つき6回を限度に助成しています。
	高齢身体障害者医療費の助成	65歳以上の方で、身体障害者手帳(4~6級)保持者の医療費を助成します。(所得制限があります。)
高齢者を支える担い手の育成	介護職員初任者研修受講者支援事業	介護職に従事する人材の確保と定着を図るため、介護職員初任者研修を修了した者、介護職員初任者研修を受講させ、当該研修に係る費用を負担した市内の事業所等に対し、当該研修の受講に係る費用の全部または一部を助成しています。
	介護福祉士資格取得支援事業	介護職に従事する人材の確保及び資質の向上を図るため、介護福祉士の資格取得に要する費用の一部を補助しています。

## (6) まちづくり、暮らしの安全に関する取り組み

項目	施策・事業名	事業概要
暮らしの相談体制の充実	くらしの法律相談	法律的助言を求める市民に対して、弁護士による無料の法律相談を年35回にわたり実施しています。
	市民相談室の運営 (困りごと相談)	市民の生活に関する困りごとについて市民相談室を設置し、相談内容により各課所との連絡調整を行っています。
	消費生活相談事業	特殊詐欺や悪質事業者等との契約トラブルなど消費生活に係る相談を受ける体制を整備。被害の未然防止や拡大防止のため広報紙への情報掲載や注意喚起を実施しています。
権利擁護の推進	成年後見制度等利用支援事業	成年後見の利用が必要と認められるが、身寄りがなく申し立てを行う親族がいない場合、市長中立により成年後見制度を利用できます。その際の申立てや成年後見人等の報酬などの費用を助成し、手続きを支援します。
	成年後見制度利用促進体制推進事業	成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるとともに中核機関の設置を行います。
	犯罪被害者への経済的支援	犯罪被害を受けた方やそれによって亡くなられた方のご遺族に対し見舞金を支給し、経済的負担の軽減を図っています。
バリアフリーの推進	バリアフリー環境整備推進事業 (推進計画の策定)	年齢や障害の有無に問わず、移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図るために、2種類の計画を策定し、バリアフリーまりづくりを推進します。
	バリアフリー環境整備推進事業 (民間事業者への助成)	年齢や障害の有無に問わず、施設利用の利便性及び安全性の向上を図るために、バリアフリ化に取り組む民間事業者に対し、施設整備等に要する経費の一部を助成する取り組みを推進します。
防災対策の推進	防災知識の普及啓発	総合防災訓練や大館市出前講座を通じて、防災知識の普及啓発を行っている。総合防災訓練については、実施前に広報掲載を行うことで市民への防災意識の高揚を図っています。
	住民への災害危険箇所の周知促進	浸水想定区域と土砂災害危険箇所及び避難所・避難場所を表示した防災マップを令和元年度で更新し、令和2年2月に全戸配布しました。また、転入者には市民課で防災マップを配布しています。
	災害時避難行動要支援者の把握、避難体制の確認	高齢者や障害者などといった災害時に一人で避難することが困難な「災害時避難行動要支援者」を把握し、迅速かつ安全な避難を実施するために、対象者を名簿に登録するほか、適宜情報の見直しを行います。
	緊急時情報一斉配信サービス	事前登録した方へ、登録の携帯電話メール、固定電話、FAXのいずれかの通信媒体に対し、地震や土砂災害などの緊急情報を一斉配信しています。
	災害時における福祉避難所の開設・運営	災害時に一般の避難所での避難生活に支障を来たす恐れのある要配慮者等が安心して避難生活が送れるよう、市内の社会福祉法人と連携し、福祉避難所を開設・運営します。

項目	施策・事業名	事業概要
防犯対策の推進	防犯体制の充実	防犯指導員が関係機関と連携し、防犯パトロール及び防犯啓発活動を実施します。
	交通安全教室の実施	交通指導員が各保育園・小学校などで交通安全教室を実施し、幼少期・少年期からの交通安全教室を実施しています。
	登下校児童の見守り活動の推進	交通指導員等による登下校時の見守り活動、各小学校校区の危険マップの作成と配布、防犯用品の支給などによる通学児童の安全確保の推進を図っています。

## 7 大館市成年後見制度利用促進計画

### (1) 基本計画の目的

本計画は国の成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）に基づき、成年後見制度の利用を着実に推進するため、総合的・計画的に策定するものです。

### (2) 基本計画の位置づけ（国計画との関連について）

促進法第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、介護保険事業計画・高齢者福祉計画・障害福祉計画等の関連計画との整合を図るものであります。

### (3) 成年後見を取り巻く現状と課題

本市では急速な高齢化に伴い、成年後見制度利用対象者数（表1）が増加している現状です。しかしながら、成年後見制度利用者数・市長申立て数（表2・表3）については微増にとどまっています。今後、若年層の減少や、認知症高齢者の増加、高齢者・障害者のみの世帯が増えることが見込まれることから、**成年後見のニーズは増加していくものと思われます。**

- (1) 成年後見制度利用対象者数 … 表1
- (2) 成年後見制度利用者数 … 表2
- (3) 市長申立て数 … 表3

現在、成年後見制度（権利養護）についての相談は、高齢者に関することは、市内に7カ所ある地域包括支援センターが対応、また、障害者に関することは、大館市基幹相談支援センターが対応しています。

しかしながら、各センターへの成年後見制度に関する相談件数（表4）の推移を見ると、相談件数は減少傾向にあり、成年後見制度の**相談窓口として十分に認識されていない**ことが伺えます。

- (4) 成年後見制度に関する相談件数 … 表4

計画策定に向け、市民を対象としてアンケート調査を行ったところ、「成年後見制度の認知状況」については、「制度の名称は知っているが内容は知らない」、「知らない」との回答が合わせて71.5%となりました。また、「高齢者や障害者の人権保護のために必要な取り組み」について聞いたところ、「成年後見制度についての情報の提供」（46.1%）、「医療・福祉・法律などの専門知識のある人たちの連携」（39.2%）への回答の割合が高くなっていました。

アンケート結果から、**制度の周知に向けた広報活動・情報提供**や、後見制度の利用促進のために、**専門的知識のある人たちが連携**することを、市民が求めていることが分かります。

- (5) アンケート結果 … 表5

## (4) 利用促進にあたっての考え方及び目標

### 1) 基本的な考え方

成年後見制度の利用が必要な人が漏れなく制度を利用できるようにするという観点から、広報機能や、相談機能の充実により、成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で発見し、適切にその利用につなげる機能の整備を行います。

また、後見等の利用開始後の支援として、本人や後見人等を支えるネットワークの整備を行います。

### 2) 今後の施策の目標

#### ① 中核機関及び地域連携ネットワークの整備

##### ア) 中核機関（イメージ図 1）

大館市権利擁護センター（仮称）を設置し、中核機関の機能を担うことができるよう、体制整備を行います。

設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市が有する個人情報を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んでの連携を調整する必要性などから、市が設置します。

##### イ) 地域連携ネットワーク（イメージ図 2）

大館市成年後見制度利用促進協議会（（仮称）以下「協議会」という）を設置し、判断能力が不十分な方を地域で支えるための地域連携ネットワークを整備します。

協議会では、以下の事項について協議します。

- ・成年後見制度の利用促進のための関係団体の連携に関すること。
- ・制度の住民への周知及び普及に関すること。
- ・制度の利用促進に係る諸課題の検討に関すること。
- ・その他、制度等に関することで協議会が必要と認めること。

#### ② 中核機関が担うべき機能

国の基本計画において示している中核機関が担うべき具体的機能のうち、以下の4つの機能について段階的に整備を進めています。

##### ア) 広報機能

地域連携ネットワークに参加する関係者ともに、本人の権利擁護のために重要な手段となる成年後見制度について、パンフレット作成・配布、研修会などを通じて、広報活動を行います。

##### イ) 相談機能

地域包括支援センター（高齢者分野）、基幹相談支援センター（障害者分野）を権利擁護の一次相談窓口として位置づけ、これまで通り本人・家族・支援事業者等からの相談に応じるとともに、市長申立や、虐待等の複雑な問題を抱えたケースについては、中核機関を二次相談窓口として、切れ目がない支援が展開できるよう取り組んでいきます。

## ウ) 成年後見制度利用促進機能

後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎを行います。また、当該親族等が後見人になった後も、地域連携ネットワーク等を活用して、継続的に支援できる体制の調整等を行います。

日常生活自立支援事業の対象者のうち、判断能力が低下し、成年後見制度の移行が必要と思われるケースについては、大館市社会福祉協議会と連携して対応していきます。

## エ) 後見人支援機能

中核機関として、親族後見人や専門職後見人からの、後見業務や日常生活に関する相談に応じます。専門的知見が必要であると判断された場合においては、医療・福祉・法律に関する専門職が後見人を支援することができるよう、専門職団体との協力を得られるような仕組みを構築していきます。

必要に応じて、家庭裁判所との情報共有、連絡調整を行い、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう後見人を支援します。

## ③ 地域連携ネットワークの基本的仕組み

国の基本計画において示している、地域ネットワークの以下の2つの基本的仕組みについて、構築を進めます。

### ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結びつけることができるよう、地域の見守り体制を強化する取り組みを進めています。

後見等開始後は、法的な権限を持つ後見人だけではなく、地域の関係者等も協力して、本人を日常的に見守ることができるような体制を構築していきます。具体的には、「地域ケア個別会議」などの活用が挙げられます。

### イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、医療・福祉・法律の専門職団体や関係団体とともに、支援体制を構築していきます。

協議会では、個別の協力活動の実施や、多職種間での更なる連携強化等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。

## ④ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方について

### ア) 成年後見制度利用支援事業

身寄りがなく後見等の審判の申立が困難で、かつ要支援者の福祉を図るために必要と認められる場合、市長申立による申立を行います。

市長申立による審判申立の費用や、成年後見人等の報酬については、本人の収入・資産を勘案して、助成を行います。

当事業の対象となる範囲・金額等については、協議会において検討し、必要な見直しを行います。

## (5) 参考資料

表1：成年後見制度利用対象者について

各年度末（3月31日現在）の人数

年度	大館市人口	高齢者	推定認知症者	知的障害者	精神障害者	合計
平成27年度	75,064	27,027	4,054	679	497	5,230
平成28年度	74,095	27,245	4,086	709	566	5,361
平成29年度	73,001	27,468	4,120	696	605	5,421
平成30年度	71,944	27,588	4,138	707	595	5,440
令和元年度	70,902	27,601	4,140	705	616	5,461

※成年後見制度利用対象者数は、推定認知症者+知的障害者+精神障害者の合計

※推定認知症者数は、高齢者×厚生労働省の推定認知症有症率（15%）調査による

※知的障害者は療育手帳保有者数、精神障害者は精神保健福祉手帳保有者数の合計

表2：成年後見制度利用者数について

年度	後見類型	保佐類型	補助類型	任意後見	合計
平成27年度	61	3	0	0	64
平成28年度	64	1	1	0	66
平成29年度	66	1	1	0	68
平成30年度	64	1	0	0	65
令和元年度	66	1	1	0	68

※秋田家庭裁判所大館支部調べ

※平成27年度から平成30年度までは6月30日現在、令和元年度から令和2年度までは

7月31日現在を基準とする

※成年被後見人等である本人が実際に住んでいる場所（施設、病院を含む）を基準としているため、本人の住民票上の住所と一致するとは限らない

表3：成年後見制度市長申立て件数について

年度	高齢者	障害者	合計
平成27年度	1	0	1
平成28年度	0	0	0
平成29年度	2	0	2
平成30年度	2	0	2
令和元年度	3	0	3
合計	8	0	8

※市長申立てとは…身寄りがなく成年後見の申立てを行う親族がない等の理由で、市が申立てを行うこと

**表4：成年後見制度に関する相談件数について**

年度	高齢者	障害者	合計
平成 27 年度	44	0	44
平成 28 年度	37	1	38
平成 29 年度	51	1	52
平成 30 年度	14	1	15
令和元年度	18	4	22
合計	164	7	171

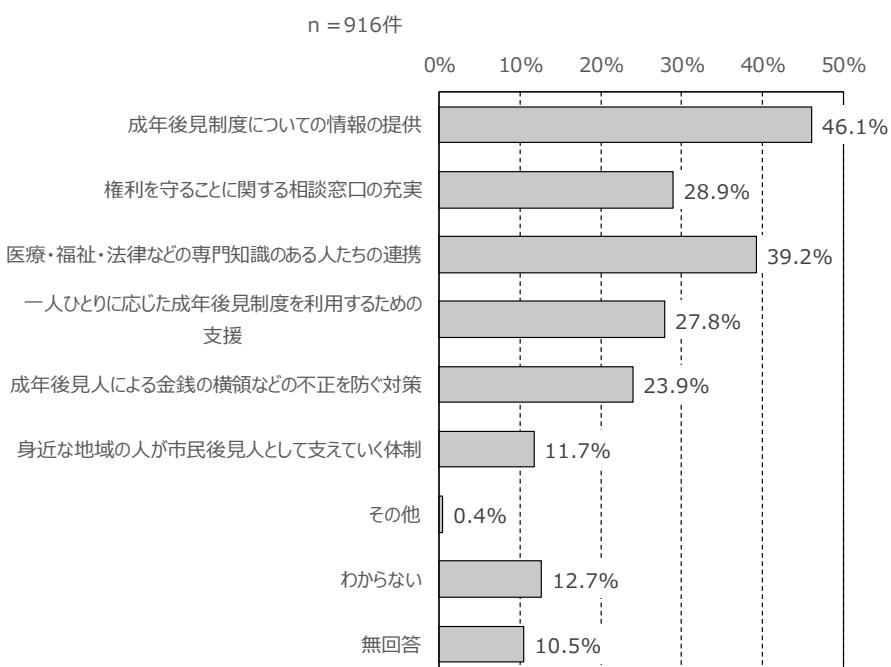
※相談件数は延べ件数

※高齢者は地域包括支援センター（7カ所）の相談件数の合計

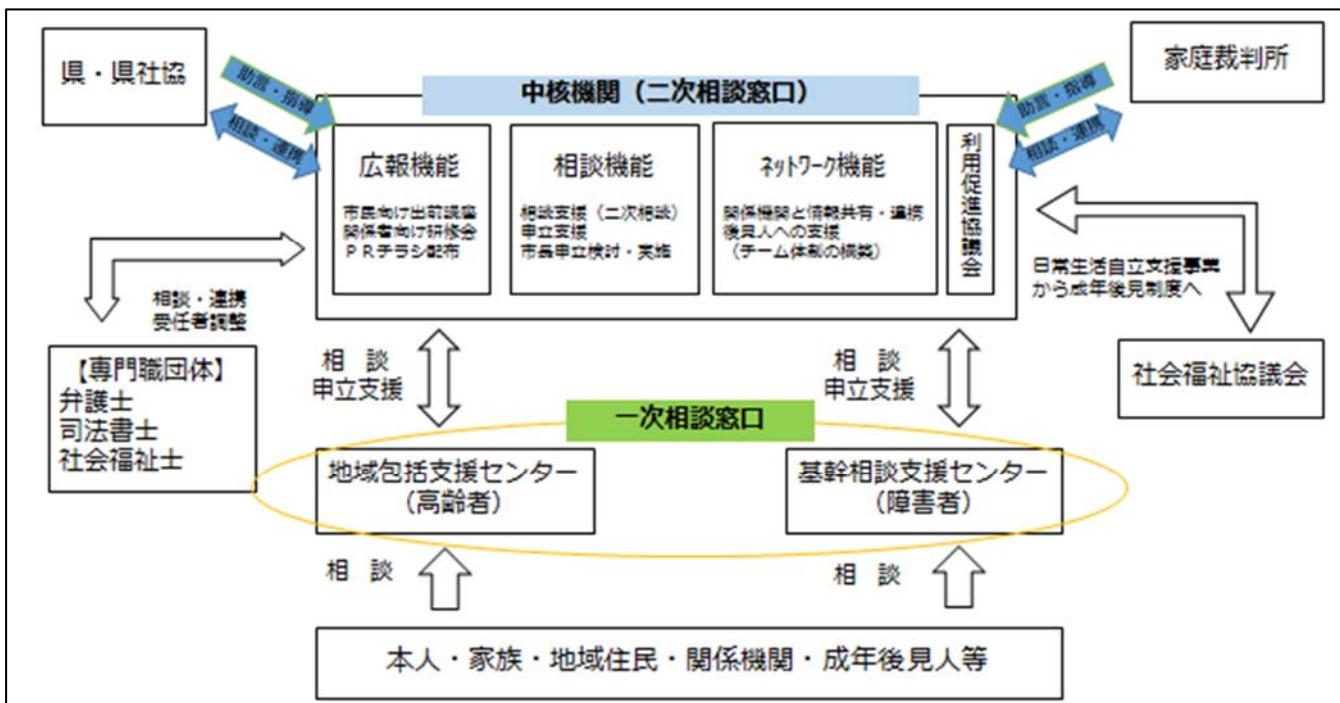
※障害者は基幹相談支援センター（1か所）の相談件数の合計と市福祉課への相談件数の合計

**表5：高齢者や障害者の人権保護のために必要な取り組みについて**

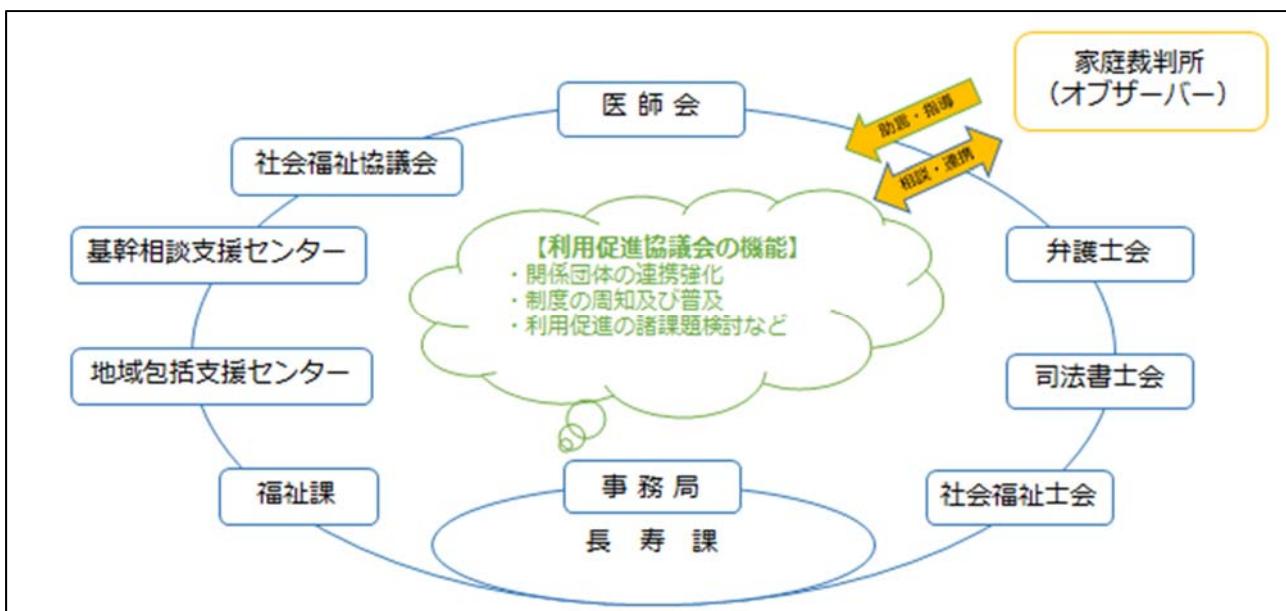
アンケート調査結果より

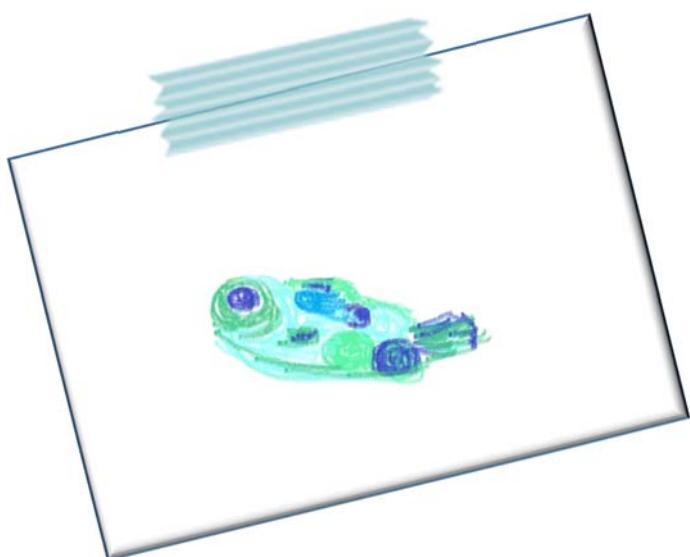


イメージ図 1：本市の中核機関の体制について



イメージ図 2：大館市成年後見制度利用促進協議会





大館市地域福祉計画  
【素案】

編集	大館市 福祉部 福祉課 〒017-0897 秋田県大館市字三ノ丸103番地4 TEL : 0186-42-8100
----	--